長期総合計画審議会	資料23
令和8年10月7日	

第六次羽村市長期総合計画

-後期基本計画-

令和 9(2027)年度→令和 13(2031)年度

（表紙裏白紙）

羽村市民憲章

（平成３年11月１日制定）

わたくしたち市民は　多摩川の清流に育まれた心豊かな人間性と
花と緑に恵まれた　美しいまちを誇りとします
先人の進取の気性と英知によって築かれたこの郷土を受け継ぎ　さらに
温かい心のかよいあう活力あふれるまちづくりのために
この市民憲章を定めます

.

1. 人も自然も生きいきと息づく　やすらぎのあるまちをつくります
1. 郷土を愛し　自治の心を高め　互いに　尊重しあうまちをつくります
1. 明るく健康な家庭を築き　働く喜びに満ちたまちをつくります
1. 知性と文化にあふれ　青少年がたくましく成長するまちをつくります
1. 友愛と交流を深め　世界の人々と心のかよいあうまちをつくります

市長あいさつ
（今後挿入）

-目 次-

第1部 基本構想……1
1 基本構想策定の趣旨……2
2 基本構想の期間……2
3 私たちのまち“はむら”の将来像……3
4 私たちが大切にする想い……4
5 未来を築く5つのコンセプト……5
6 自治体運営の方針……11

第2部 後期基本計画……12
第1章 序 論……12
1 第六次羽村市長期総合計画後期基本計画の概要……13
(1)計画の名称……13
(2)計画の構成と期間……13
(3)地方版総合戦略との関係……13
2 羽村市の概要……15
3 羽村市を取り巻く状況……17
4 将来人口の推計……19
5 まちづくりに関する市民意識……21
6 基本計画の位置付けと個別計画等との関係……24
7 計画のフレーム……25
(1)人口推計……25
(2)財政計画(予算)……25

第2章 コンセプト別計画及び自治体運営の方針……26
1 施策の体系……27
2 ページの見方……28
コンセプト1 自分らしく生きる……29
コンセプト2 成長をはぐくむ……39
コンセプト3 スマートにくらす……50
コンセプト4 にぎわいを創る……61
コンセプト5 くらしを守る……63
自治体運営の方針……65
3 まちづくりの指標……67
4 基本計画と SDGsとの関係……73
資料編……76

第 1 部

基本構想

この基本構想は、羽村市基本構想の議決に関する条例第3条の規定に基づき、令和3年第6回羽村市議会（定例会） での議決（令和3年9月30 日）を経て、策定したものです。

1　基本構想策定の趣旨

清らかで美しい多摩川と緑豊かな自然に恵まれた私たちのまち“羽村市”は、快適な暮らしを高める都市基盤が整備された職住近接のまちとして、市民・事業者とともに発展の歩みを進めてきました。

現在、人口減少、急速な少子高齢化、ICTの進展、自然災害、新たな感染症の脅威など、私たちがこれまで経験したことのない速さで、日常生活や地域経済を取り巻く環境が変化しています。

そして、そのような変化の激しい時代の中でも、これまでと変わらない暮らしやすさや、持続可能で多様性のある社会の実現が求められるなど、さまざまな事柄が複雑に関わり合う時代を迎えています。

そのようなまちづくりの転換期を迎える中においても、羽村市が将来にわたって持続可能なまちとして、また、羽村市に暮らす人や働く人が、日常の生活に充実を感じつつ、未来に希望を抱きながら生活をするためには、市と市民・事業者が将来のまちの姿を共有し、堅実な行政運営を行いながら、将来のまちの姿の実現に向けた歩みを進めることが大切です。

市制施行から 30 年。新たな“羽村市の未来”に向け、新しい時代の変化に対応し、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針として、基本構想を策定します。

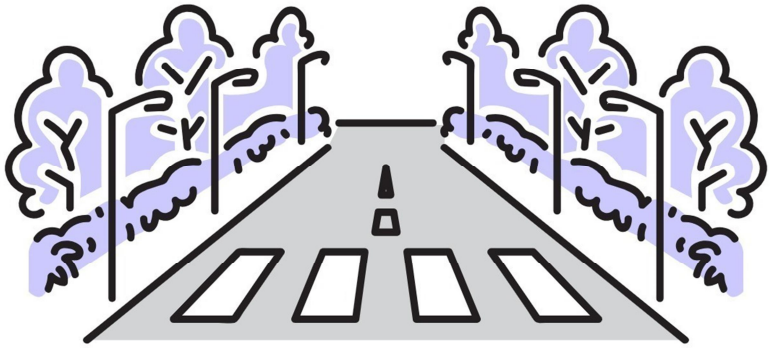

2　基本構想の期間

令和4（2022）年度～令和 13（2031）年度（10 年間）

３ 私たちのまち“はむら”の将来像

私たちのまちの将来像は、羽村市がこの先どのようなまちでありたいのか、将来のまちの姿を示すものです。

市と市民・事業者が将来のまちの姿を共有し、これからのまちづくりを一緒に進めることができるよう、「私たちのまち“はむら” の将来像」を定めます。

私たちのまち“はむら”の将来像

まちに広がる

笑顔と活気

もっと！くらしやすいまち

はむら

実現を目指す将来のまちの姿（将来像に込める想い）

令和13（2031）年の羽村市。

そこには、市民、事業者が、地域の中で、お互いを認め合い、世代や立場を超えてさまざまな形でつながり、いきいきと暮らし、働き、活動する様子が広がっています。

子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らす羽村市には、人々を包み込むやさしさが育まれ、明るく元気な笑い声や希望に満ちたたくさんの笑顔が見られます。

そして、時代の変化と向き合いながら、力強く、前へと進む市民、事業者、地域の活気が、これまで以上に、“くらしやすいまち”を創り上げ、羽村市のさらなる未来に光を照らしています。

そのような未来を、私たちのまち“はむら”の将来像として描き、私たちは、将来に向けた歩みを進めます。

4　私たちが大切にする想い

　羽村市はこれまで、「自立と連携」を基本理念として、まちづくりの担い手である市と市民・事業者がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携したまちづくりを進めてきました。

　これから進める「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向けた取組みでは、これまでの「自立と連携」を土台にしながら、次の「まちづくりで大切にする想い」を市と市民・事業者が共有し、まちづくりを進めていきます。

①「一人ひとり」を大切にします

年齢や性別、国籍など、多様な人が暮らす“はむら”で、社会的孤立、格差の拡大などの社会的問題への視点をもち、「一人ひとり」を大切にします。

②「人と人とのつながり」を大切にします

社会経済の発展に伴う生活スタイルや人と人とのコミュニケーションのあり方が今以上に変わっていく時代においても、日々の暮らしや活動の中での「人と人とのつながり」を大切にします。

まちづくりで大切にする想い

④一歩踏み出す「勇気」と「力」、「英知」を大切にします

新たな時代のまちづくりにおいて、これまでの前提にとらわれず、新しい発想を持って一歩踏み出す「勇気」と、現状の殻を破る「力」、持続可能な社会を創る「英知」を大切にします。

③「くらしやすさ」を大切にします

コンパクトなまちの中に、快適・便利な住環境と安らぎを感じる水と緑の自然環境に恵まれた羽村市ならではの「くらしやすさ」を大切にします。

5　未来を築く5つのコンセプト

「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向け、市と市民・事業者が横断的な視点を持って取り組むまちづくりの方向性として、5つのコンセプトを掲げ、さまざまな取組みを行います。

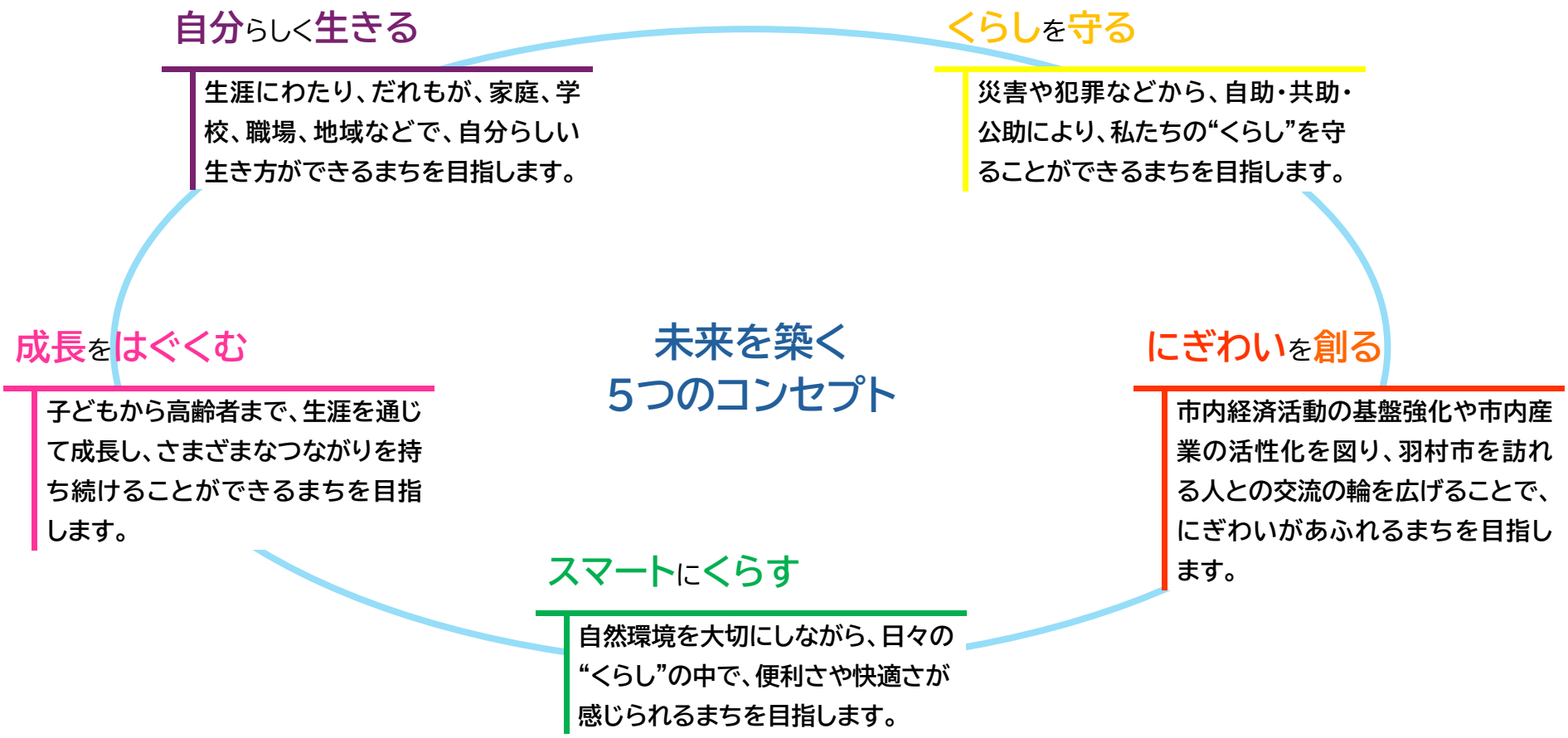

コンセプト1

自分らしく生きる

生涯にわたり、だれもが、家庭、学校、職場、地域などで、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

羽村市には、子どもから高齢者まで多くの人が暮らしており、そこには、それぞれの生き方があり、価値観があります。性別、年齢、国籍、職業の違いなど、さまざまな価値観があるからこそ、まちをカラフルに彩ることができます。

住み慣れたまちで、顔なじみの人や生活しやすい空間に囲まれ、互いに支え合いながら、元気に生活することができること、趣味や特技をまちづくりに活かすことなど、一人ひとりが自分らしい生き方をできるよう、次のようなことに取り組みます。

- **性別や国籍に関わらず、多様な価値観を認め、尊重するまちを目指します。**
  そのために、多様な価値観や文化の違いを受け入れ、認め合うことができるよう、男女共同参画や国際理解、多文化共生の推進などに取り組みます。
- **元気に生活することができるまちを目指します。**
  そのために、生涯にわたって、健康で明るく元気に生活できるよう、生活習慣病予防などの意識啓発やライフステージを通じた健康づくりなど、包括的な支援に取り組みます。また、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けることができるよう、関係機関との連携体制の充実に取り組みます。
- **ともに生き、助け合うまちを目指します。**
  そのために、家庭や地域の中で、高齢者、障害のある人など、だれもがその人らしい自立した生活を送ることができるよう、ともに支え合い、ともに生きる社会の実現に取り組みます。
- **いきいきと活動するまちを目指します。**
  そのために、市民や町内会・自治会などの各種団体による、地域コミュニティなどでの活動を通じて、地域の中で、自己実現や達成感を得ることができるよう、市民のさまざまな活動を尊重し地域の活性化につなげることに取り組みます。

コンセプト2

成長をはぐくむ

子どもから高齢者まで、生涯を通じて成長し、さまざまなつながりを持ち続けることができるまちを目指します。

羽村市には、「人」「文化」「芸術」「歴史」「イベント」「自然」「施設」など、私たちの成長をはぐくむ、たくさんの要素があります。

子どもから高齢者まで、羽村市で過ごす人が、羽村市をフィールドとして成長し、羽村市に愛着を持ち、「ふるさと羽村市で子育てをしたい」「もっと羽村市のことを知りたい」「羽村市で得た知識や経験をまちの中で共有したい」という想いがさらに広がるよう、次のようなことに取り組みます。

● **子どもたちがすこやかに成長するまちを目指します。**

そのために、だれもがのびのびと、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもがすこやかに成長することができるよう、子どもの成長段階に応じた支援の充実に取り組みます。

● **子どもたちが生きる力を身につけるまちを目指します。**

そのために、子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばし、「豊かな心」や「生きる力」を身につけることができるよう、義務教育9年間の連続した教育やデジタル技術を活用した確かな学力の育成に取り組むとともに、家庭と地域と学校が連携した、羽村市の特色を活かした教育に取り組みます。

● **地域で学び、つながり、活かすことができるまちを目指します。**

そのために、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも楽しく学ぶ環境整備を図るとともに、羽村市の財産である「人」「文化」「芸術」「歴史」「自然」などを活かした学びが広がり、人や社会のために発揮・共有・継承されるように取り組みます。

コンセプト3

スマートにくらす

自然環境を大切にしながら、日々の“くらし”の中で、便利さや快適さが感じられるまちを目指します。

羽村市は、市域の中央に商業施設や公共施設の多くが集まり、北東側には、工場などが集積する工業地域が、南西側には多摩川や水田などの豊かな自然環境があります。

9．9平方キロメートルの市域に、美しい自然と働く場があり、そして便利な生活を得ることができます。このような、これまでの羽村市のまちづくりの中で培ってきた環境を維持しながら、これから多方面へと活用が広がるオンラインによる取組みを新たに取り入れ、「教育」「介護」「買い物」「防災」「イベント」などの分野で活用し、市民生活がますます便利に、楽しくなるよう、次のようなことに取り組みます。

● **快適な都市環境が整うまちを目指します。**
そのために、だれもが安全・安心・快適に暮らすことができるよう、道路、駅前広場、公園、水道、下水道などの都市基盤施設の整備や維持保全、公共交通の充実、自然と調和した良好なまちなみの維持に取り組みます。

● **いつでもどこでもつながるスマートシティを目指します。**
そのために、「人と人」や「人とモノ」が、いつでも、どこでもつながり、さらに生活が便利になるよう、新たな技術を活用する環境の整備や、さまざまな社会経済活動のICT化などに取り組みます。

● **自然を大切にし、次世代につなぐまちを目指します。**
そのために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの環境配慮行動を実践し、ごみの減量と排出の抑制に取り組みます。また、市内のみどりや水・空気の保全、生物多様性の確保などに取り組むことで、限られた資源を大切にし、次世代に継承していくことに取り組みます。

● **ゼロエミッションの地球にやさしいまちを目指します。**
そのために、再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減することなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちづくりに取り組みます。

コンセプト4

にぎわいを創る

市内経済活動の基盤強化や市内産業の活性化を図り、羽村市を訪れる人との交流の輪を広げることで、にぎわいがあふれるまちを目指します。

羽村市の経済活動をリードしてきた西東京工業団地の造成から 50 年が経過し、工場設備の老朽化や、企業の海外進出、輸送網の延伸などの社会の変化により、羽村市の産業を取り巻く環境は、変化の時期を迎えています。

市内の産業が元気で、人の交流が盛んであることは、まち全体に活気やにぎわいを与えます。市内には、きらりと光る技術や開発力などを持った魅力的な企業や事業所がたくさんあります。

すべての産業が、羽村市で長く活動しながら新たな価値を創造し、羽村市が新たな産業の拠点となることができるよう、また、羽村市を訪れる多くの人が、羽村市の人々と楽しい時間を共有し、交流の輪が広がることで、羽村市に多くのにぎわいが生まれるよう、次のようなことに取り組みます。

● **先端技術産業が集まるまちを目指します。**

そのために、産業振興と都市計画の両面から、先端技術産業などを始めとする企業誘致や、新たな産業の創出を図るとともに、産業集積による先端技術などの開発拠点を形成し、地域における産業連携を促進していくことに取り組みます。

● **市内産業が元気に活動するまちを目指します。**

そのために、羽村市の経済活動を支える工業・商業・農業・観光業が、それぞれの事業者の個性を大切にしながら、相乗的に発展していけるよう、市内産業の魅力向上に取り組みます。

● **人が集まり、交流を生むまちを目指します。**

そのために、市内産業の効果的な魅力発信や、多くの人が集い、交流が生まれる駅周辺などの基盤整備を行うとともに、羽村市に関わる人との交流を生み、まちに活気やにぎわいを創ることに取り組みます。

コンセプト5

くらしを守る

災害や犯罪などから、自助・共助・公助により、私たちの“くらし”を守ることができるまちを目指します。

いつ起こるか分からない地震などの大規模災害への備えには、個人や地域での対策・訓練から、関係機関との相互の連携によるものまで、幅広い対応が必要になります。また、新たな感染症の発生では、一定の期間、私たちの日常が停止し、生活そのものが変わる状況も生じます。

犯罪や事故も同じです。住み慣れた地域が安全で、安心できる環境であるためには、関係機関との連携に加え、顔なじみの人による声掛けや注意など、一人ひとりが意識して行動することが大切です。私たちの“くらし”を守るため、次のようなことに取り組みます。

- **相互の連携・協力による、災害に強いまちを目指します。**
  そのために、地震や気象災害、火災の発生などによる被害を最小限に抑えるため、市と市民・事業者、国、東京都、関係機関と相互に連携し、普段からの対策・訓練に取り組むことで、自助・共助・公助の強化に取り組みます。
- **犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまちを目指します。**
  そのために、詐欺、盗難、空き巣などの犯罪や、交通事故などの被害を未然に防ぎ、安全な環境の中で、安心した日常生活を送ることができるよう、関係団体や関係機関との連携による対策強化や環境整備に取り組みます。
- **感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまちを目指します。**
  そのために、私たちの命や日常の暮らしに重大な影響を与えるおそれのある感染症などへの対策に取り組むとともに、市民生活や地域経済を安定的に維持することができるよう取り組みます。

6　自治体運営の方針

「私たちのまち“はむら”の将来像」を実現するため、市と市民・事業者が連携した、基礎自治体としての運営方針を明らかにします。

自治体運営を進めるにあたっては、市が保有する経営資源を最大限に活用し、新たな時代に順応した行政サービスの提供や、健全な財政運営を行い、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

◆自治体運営の方針

①新たな時代に順応した行政サービスの提供

社会経済状況の急速な変化や市民生活の変容に対応するため、ICT等を活用した行政サービスの充実や、市と市民・事業者の情報共有を図る広報・広聴機能の充実、他の市町村との広域的な連携、多様な主体との連携強化、人材確保と育成など、新たな時代にあった行政サービスの提供に取り組みます。

2．健全な財政運営

将来にわたって健全で安定的な財政運営を行うため、新たな財源の確保に取り組むとともに、人口規模や多様化する市民ニーズに合わせて行政サービスを見直すなど、限られた財源を効果的・効率的に活用し、財政基盤の強化を図ります。

第２部

後期基本計画

第１章

序 論

1　第六次羽村市長期総合計画後期基本計画の概要

(1)計画の名称

この計画の名称は、「第六次羽村市長期総合計画後期基本計画」とします。

(2)計画の構成と期間

第六次羽村市長期総合計画後期基本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。【次ページ参照】

(3)地方版総合戦略との関係

第六次羽村市長期総合計画の基本計画は、地方創生に取り組む市の計画として、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含するものとし、基本計画における各コンセプト及び自治体運営の方針は、同戦略の基本目標として位置付けます。

◆総合戦略について

国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、法律に基づき、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。その後、国においては、令和7年 12 月に「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定し、戦略に基づく取組を進めています。

なお、地方版総合戦略は、基本的には単独の地方版総合戦略として策定することが適切とされていますが、総合計画等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等において地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能とされています。

【計画の構成と期間】

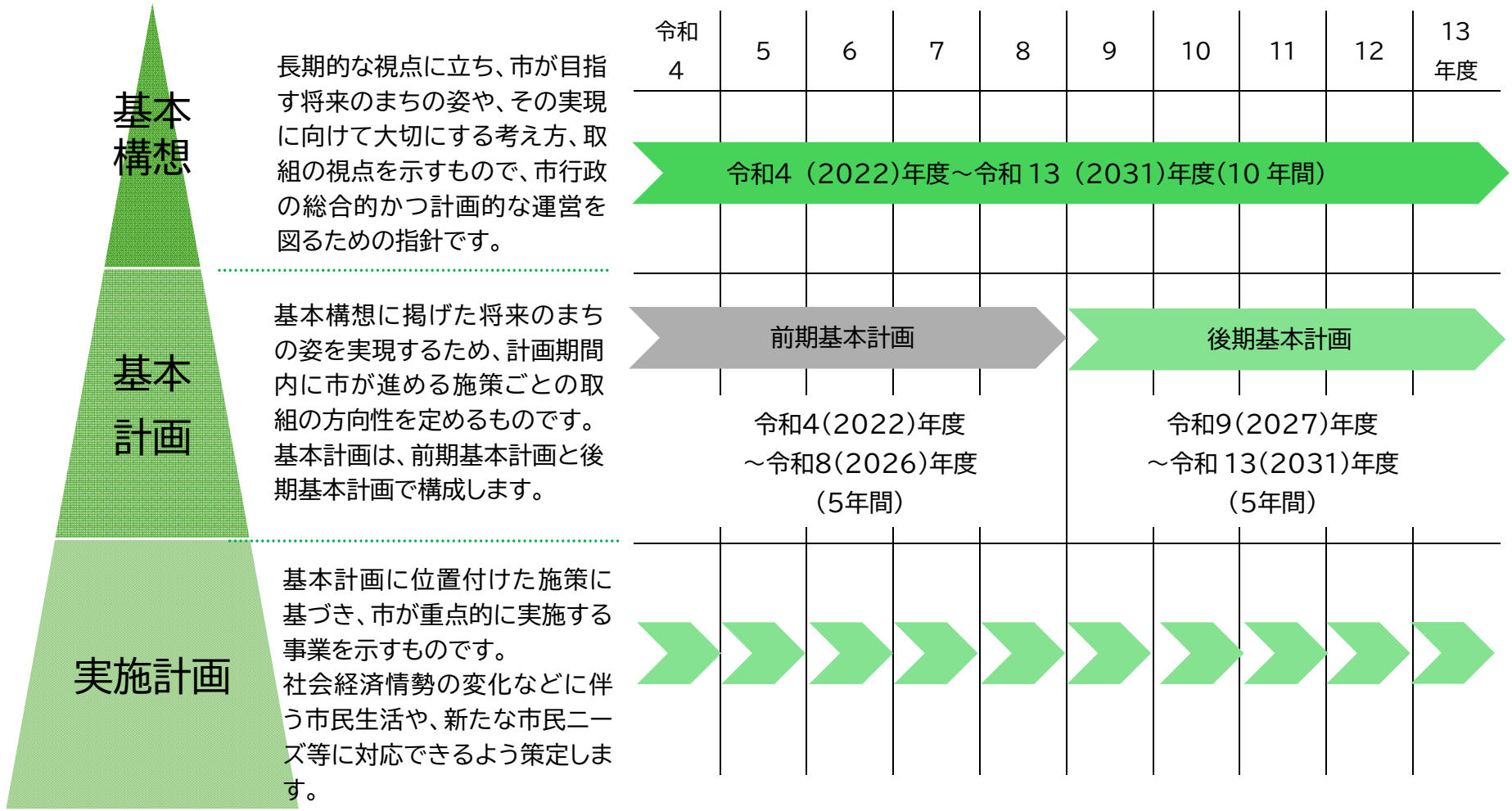
構成
役割
期間
基本構想
基本計画
実施計画
長期的な視点に立ち、市が目指す将来のまちの姿や、その実現に向けて大切にする考え方、取組の視点を示すもので、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための指針です。
基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの取組の方向性を定めるものです。基本計画は、前期基本計画と後期基本計画で構成します。
基本計画に位置付けた施策に基づき、市が重点的に実施する事業を示すものです。
社会経済情勢の変化などに伴う市民生活や、新たな市民ニーズ等に対応できるよう策定します。
令和4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
年度
令和4（2022)年度～令和 13（2031)年度(10 年間)
前期基本計画
後期基本計画
令和4(2022)年度
～令和8(2026)年度
(5年間)
令和9(2027)年度
～令和 13(2031)年度
(5年間)

2　羽村市の概要

　羽村市は、都心部から西に約45㎞、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しています。
　東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市と瑞穂町に接しており、その広さは、東西に 4.23 ㎞、南北に 3.27 ㎞、行政面積は 9.90 ㎢となっています。
　行政面積の一部約 0.417 ㎢を横田基地が占めています。行政面積は、日本で7番目、都内で3番目に小さい市です。

羽村市の統計

人口	53,955 人 （0～14 歳　…5,685 人　（10.5%） 15～64 歳…33,622 人（62.3%） 65 歳以上 …14,648 人（27.1%） －うち外国人人数　2,245 人(4.2%)
世帯	26,982 世帯 －うち外国人世帯数　1,357 世帯(5.0%)
人口密度	約 5,450 人/km²
面積	9.90 ㎢

（令和８（2026）年１月１日現在）
※人口・世帯は、住民基本台帳による。



統計からみる5年の変化

人口
令和3年
54,725 人
▼
令和8年
53,995 人



出生数
令和元年
364 人
▼
令和7年
292 人



高齢化率
令和3年
26.6%
▼
令和8年
27.1%



年少人口(0～14歳)
令和3年
6,579 人
▼
令和8年
5,685 人



外国人人口
令和3年
1,472 人
▼
令和8年
2,245 人



就業人口
平成 27 年
26,392 人
▼
令和2年
24,077 人



転入数
令和元年
2,522 人
▼
令和 7 年
2,590 人

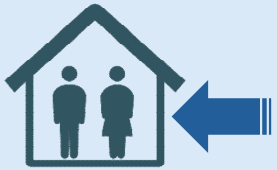

転出数
令和元年
2,572 人
▼
令和7年
2,639 人



※人数は、住民基本台帳人口を基本としています。就業人口は、経済センサス(国勢調査人口)を用いています。

3　羽村市を取り巻く状況

人口構造の変化



- 我が国の少子高齢化・人口減少は深刻な局面を迎えています。令和７年の合計特殊出生率は過去最低の 1.14（東京都は 0.96）で、2056 年には総人口が1億人を割り込み、2035 年には約3人に1人が高齢者となります。
- 高齢者数や医療・介護ニーズがピークに達する「2040 年問題」を控え、深刻な人手不足への対応が急務となっています。
- 外国人住民は増加傾向にあり、2070 年には全人口の約 11%に達すると推計されています。その背景には、深刻化する人手不足に起因する就労目的での流入拡大があり、外国人労働者は日本経済及び社会インフラを維持する上で不可欠な存在になりつつあります。

社会・経済の変化



- デジタル技術や地政学的リスクにより「質的変化」を迎えるグローバリゼーションの中、国はサイバーと現実の空間を融合し課題解決を図る「Society5.0（超スマート社会）」を目指しています。
- 生成 AI 等の普及で知識集約型社会への転換が加速する中、「データ」は新たな高付加価値サービスを生み出す重要な資源となり、自治体においてもデータを活用した政策形成や行政サービスの高度化が重要な視点となっています。
- 国内では物価高騰が市民生活や企業活動を直撃し、自治体には機動的な支援と地域経済の下支えとなるきめ細やかな支援が求められています。

環境の変化

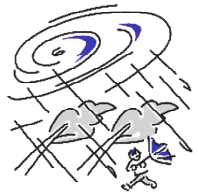

- 国は令和32年までのカーボンニュートラル達成に向けGX（グリーン・トランスフォーメーション）を推進しており、実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」は、本市を含めて全国約1,200自治体に拡大しています。
- 世界の年平均気温が観測史上最高を記録するなど生存基盤を揺るがす「気候危機」があり、猛暑日の増加や農産物への被害、熱中症リスクの増大が深刻化しています。
- 線状降水帯による風水害の激甚化・頻発化に加え、首都直下地震等の発生も懸念されています。自治体には、これら気候変動や自然災害のリスクを回避・軽減するため、最大限の備えを講じることが求められています。

暮らしの変化



- 単身・高齢世帯の増加や地縁の希薄化に伴い孤独・孤立対策推進法が施行される中、多様な主体が支え合う新たなつながりの再構築が求められています。また政府は、自分らしさを実感できる活力ある経済社会の構築を目指すためにウェルビーイングの視点を重視しており、自治体のまちづくりにおいてもその考え方を導入する動きが進んでいます。
- 持続可能な社会には、多様性を認め合い個性を発揮できるダイバーシティとインクルージョンの視点も不可欠です。さらに、こども家庭庁設置やこども基本法を受け、「こどもまんなか社会」の実現に向け、今後はこれまで以上に子供や子育て当事者の意見を反映した施策の推進が求められます。

行政経営の変化



- 国のDX推進計画により、地方自治体は、「書かない窓口」等のフロントヤード改革や生成AIの活用、BPR（業務プロセスによる再構築）による業務効率化を推進し、場所や時間を選ばない行政サービスの提供、事務作業の大幅な効率化が求められています。
- 地方財政は社会保障費や公共施設等の老朽化対策が増加するほか、物価高や災害対応により財政需要が増大しており、DX や広域連携、民間活力の活用による持続可能な財政運営が不可欠です。
- 近年は、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に個人のウェルビーイングの向上が組み込まれています。個人の生活の質（QOL）を高めることが SDGsの達成に不可欠であるとされています。

地球規模の諸課題



- 世界の人口は、2080 年代に 103 億人でピークに達すると予測されていますが、国際情勢はウクライナ侵攻や米国と中国の対立、中東の緊張など地政学的リスクの高まりで複雑化しています。
- 紛争以外にも、気候変動や人口増加による食料・エネルギーの安定供給懸念、貧困や環境問題など国境を越える地球規模の課題も山積しています。
- 現代は、変動性や不確実性が高く将来予測が困難な「VUCA の時代」と言われており、今後は正解のない問いに対処できる能力の育成や、課題解決に向けた国際協調の更なる深化・進化が求められています。

4　将来人口の推計

- 令和2(2020)年の国勢調査の結果をもとに、住民基本台帳人口における人口移動の結果から算出した令和7(2025)年の人口を基準に、コーホート要因法を用いて、令和 47(2065)年までの人口を推計しました。
- 総人口は令和7年の 53,520 人から一貫して減少が続く見込みであり、令和 47 年には 34,557 人となり、35,000 人を下回ります。令和 7 年から令和 47 年までの 40 年間で約 20,000 人が減少し、減少率は約 35%に達します。
- 年齢3区分別の構成割合を見ると、少子高齢化の進行がより深刻なものとなっています。0～14 歳の年少人口は、令和 7 年の 5,630 人から令和 47 年には 2,792 人まで減少が続き、構成割合を見ると、令和 7 年の 10.5%から令和 47 年には 8.1%まで減少します。
- 地域の活力や経済を支える 15～64 歳の生産年齢人口は、令和 7 年の 33,064 人から令和 47 年には 17,383 人へと、ほぼ半減します。構成割合を見ると、令和 7 年の 61.8%から令和 47 年には 50.3%まで低下します。
- 65 歳以上の老年人口は、令和 7 年の 14,826 人から増加を続け、令和 27 年には 17,270 人でピークを迎えます。その後、総人口の減少に伴い構成割合は上昇を続け、令和 32 年に 39.5%、令和 47 年には 41.6%に達し、市民の5人に2人以上が高齢者となる見込みです。

40 年後の変化

市全体

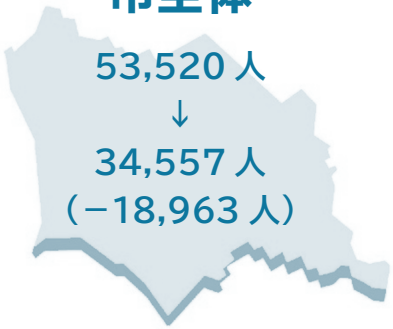

53,520 人
↓
34,557 人
(−18,963 人)

年少人口

(0～14 歳)

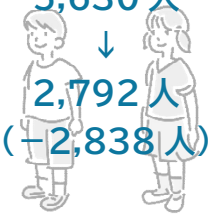

5,630 人
↓
2,792 人
(−2,838 人)

生産年齢人口

(15～64 歳)

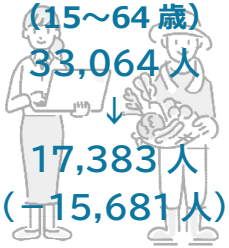

33,064 人
↓
17,383 人
(−15,681 人)

老年人口

(65 歳以上)



14,826 人
↓
14,382 人
(−444 人)

人口の見通し

図表　市独自推計による将来人口推計の結果（年齢３区分別）

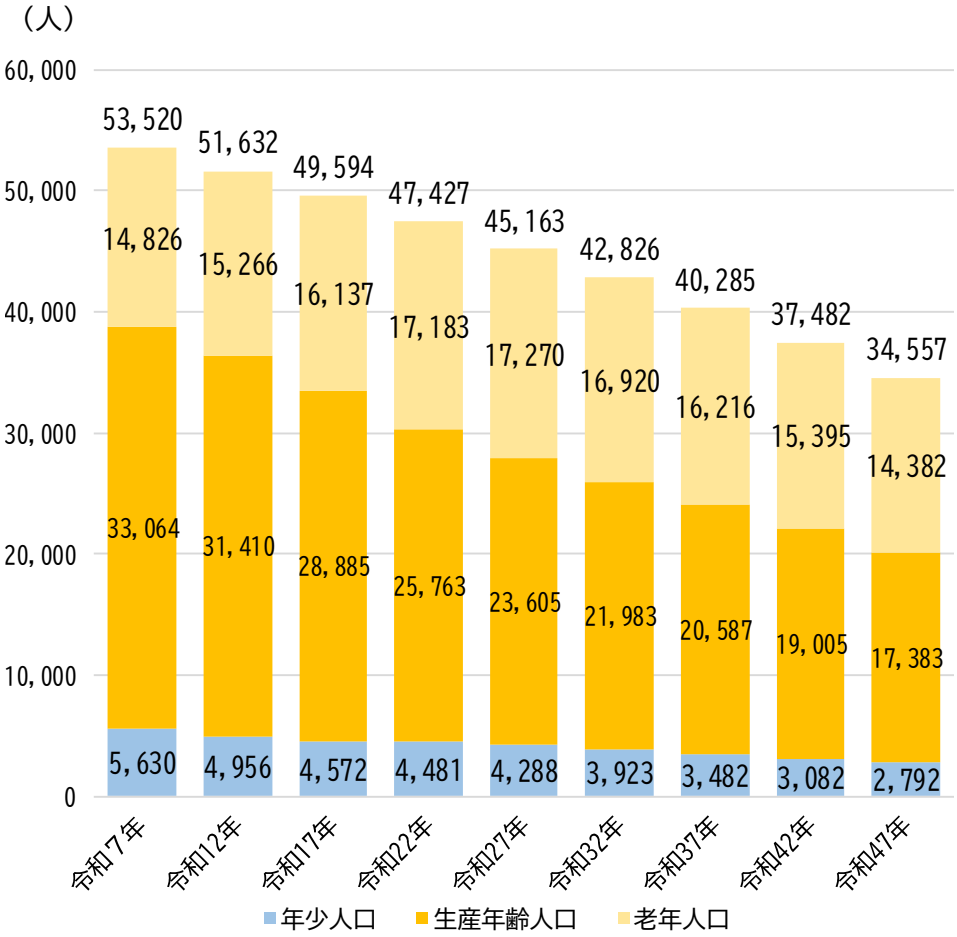

図表　市独自推計による年齢３区分別の構成割合

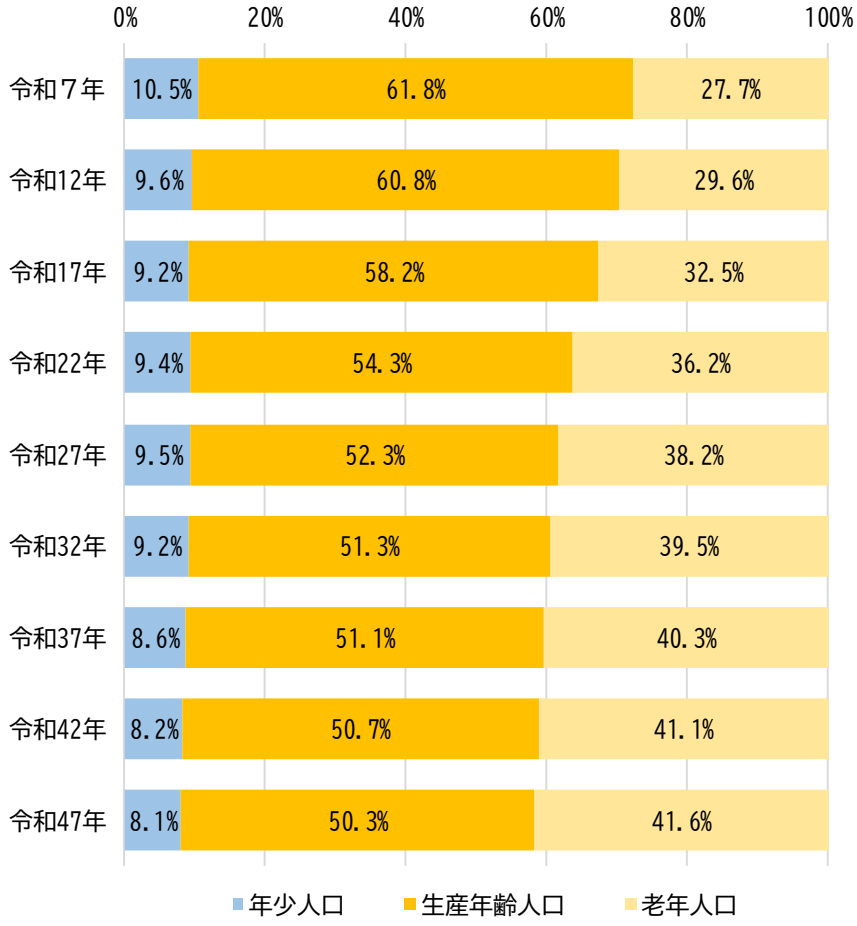

5　まちづくりに関する市民意識

市では、まちづくり（市政）に関する市民の意見などを把握し、今後の市の取組みや施策に活かすため、令和7（2025）年度に市政世論調査、子供・若者アンケート調査、市長と市民の懇談会、はむらミライ！トークカフェを行いました。

(1)住みよさ

住みよさについて、市政世論調査では、「とても住みやすい」が19.8%、「まあ住みよい」が47.3%であり、『住みよい』（「とても住みやすい」+「まあ住みよい」）と感じている割合は67.1%なりました。

理由は、「自然環境がよい」が40.7%と最も高く、次いで、「道路や公園、図書館、スポーツセンター等の公共施設が整備されている」が16.7%、「交通の便がよい」が13.4%と続いています。

住みよさ（市政世論調査）

住みよいの割合

67.1%

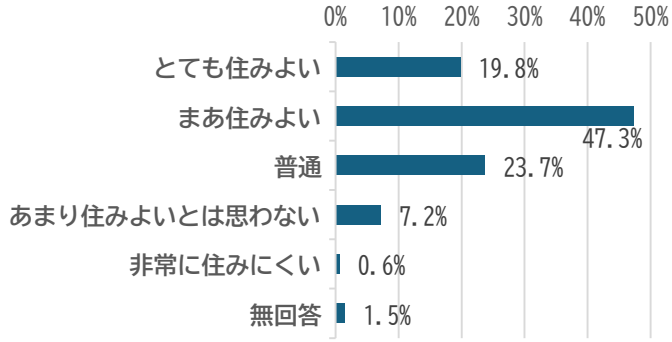

住みよい理由（市政世論調査）

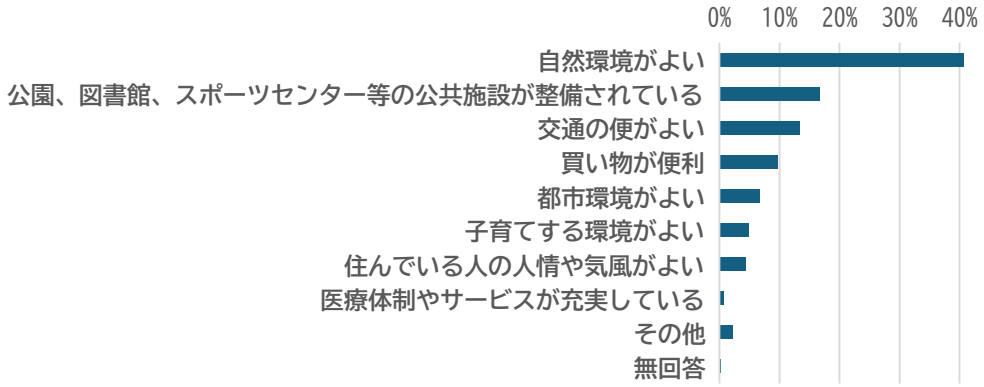

(2)定住意向

市政世論調査で羽村市への定住意向を聞いたところ、全体では、「ずっと住み続けたい」が 50.1%と最も高く、次いで「当分の間住みたい」(37.1%)、「できれば他の市区町村に転出したい」(8.6%)と続いており、『住み続けたい』(「ずっと住み続けたい」と「当分の間住みたい」の合計)は 87.2%となっています。

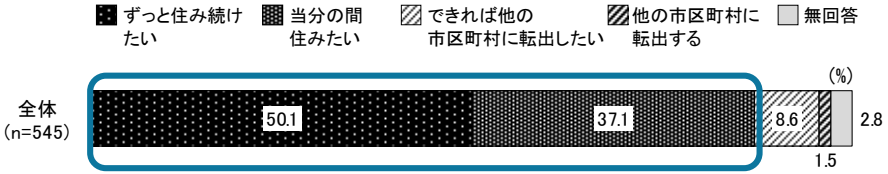

定住意向

87.2%

『住み続けたい』理由

(自由回答)



- 持ち家だから
- 生まれ育った場所・ずっと住んでいるから
- 住みやすい・住み慣れているから
- 自然環境がよいから
- 転出したくない・転出する理由がない
- 交通の便がよい・都心に出やすい
- 交友関係が確立しているから

(3)希望する将来のまちづくり

希望するまちづくりトップ5



1　防犯や交通安全に配慮した安心して暮らせるまち【37.4%】
2　高齢の方や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるまち【33.4%】
3　災害につよいまち【24.6%】
4　安心して子育てができるまち【21.7%】
5　自然と都市が調和した美しい景観のまち【20.0%】

市政世論調査で希望する将来のまちづくりを聞いたところ、「防犯や交通安全に配慮した安心して暮らせるまち」が37.4%と最も高く、次いで「高齢の方や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるまち」(33.4%)、「災害につよいまち」(24.6%)と続いています。

防犯・防災に関することや高齢者福祉、児童福祉など、「安心」に直接関連する施策が上位に並んでいます。

(4)幸福度

幸福度について、市政世論調査では、「8点」の割合が22.4%と最も高く、次いで「5点」が19.3%、「7点」が18.9%と続いており、平均値は6.81となっています。

子供・若者アンケートの結果では、「10点」の割合が27.8%と最も高く、次いで「8点」が19.6%、「7点」が14.0%と続いており、平均値は7.60となっています。

幸福度(市政世論調査)

幸福度の平均値
6.81/10

幸福度(子供・若者アンケート)

幸福度の平均値
7.60/10

(5)満足度(好感度)

市政世論調査では、地域の暮らしへの満足度について、「8点」の割合が22.4%と最も高く、次いで「5点」が19.6%、「7点」が19.4%と続いており、平均値は6.53となっています。

子供・若者アンケートでは、羽村市への好感度について、「10点」の割合が30.0%と最も高く、次いで「5点」が15.4%、「8点」が14.9%と続いており、平均値は7.52となっています。

満足度(市政世論調査)

満足度の平均値
6.53/10

好感度(子供・若者アンケート)

好感度の平均値
7.52/10

6　基本計画の位置付けと個別計画等との関係

基本計画は、基本構想に掲げた将来のまちの姿を実現するため、計画期間内に市が進める施策ごとの取組の方向性を定めるものです。基本計画は5年間で、基本構想の計画期間（10 年間）のうち、令和9（2027）年度から令和 13（2031）年度の前期5年間の計画を示しています。

また、長期総合計画は、市のまちづくりの最上位となる計画です。まちづくりのそれぞれの分野で策定する個別計画・分野別計画は、基本構想に示す将来像の実現のため、基本計画で示す施策に基づき、それぞれ推進するものとなります。

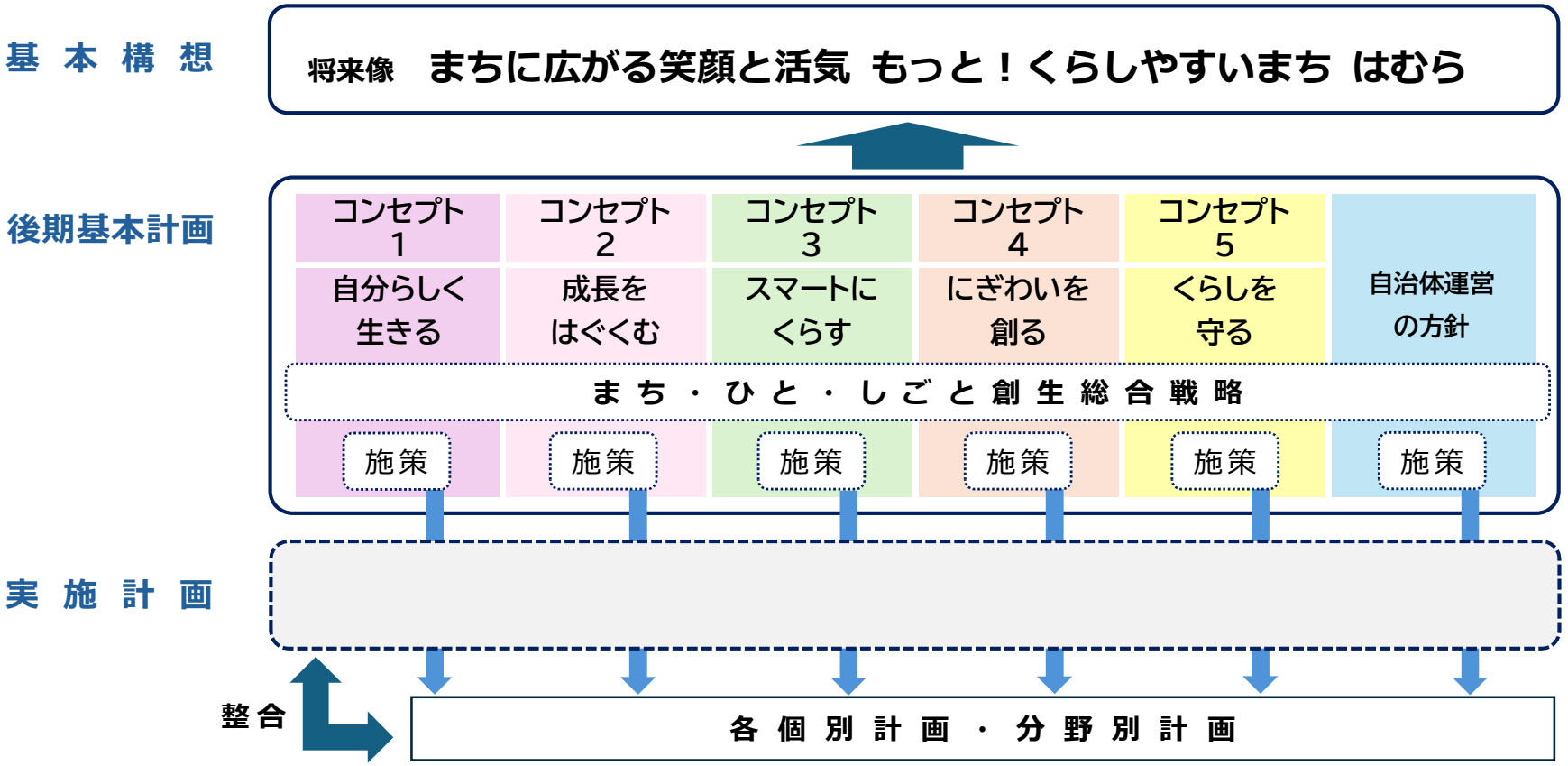

7 計画のフレーム

(1)人口推計

基本計画期間内における推計人口は、51,632 人(令和 12(2030)年)を見込んでいます。

市の人口は、令和 7(2025)年国勢調査の確定値である 53,476 人から、5年間で 1,800 人程度の減少が見込まれています。

将来人口推計は様々な要因に影響されるため、必ずしも予測した状況で推移するものではありませんが、長期総合計画に基づく様々な取組を進めていく中で、人口減少の抑制に取り組んでいきます。

計画期間内の人口の見通し

今後掲載

(2)財政計画(予算)

社会経済情勢が目まぐるしく変化する状況の中で、市の財政状況は大きく変化する状況にあります。財政計画(予算)については、実施計画の策定に合わせて、当該年度の予算と中期的な財政計画(財政収支の見通し)を示していきます。

第 ２ 章

コンセプト別計画及び自治体運営の方針

1　施策の体系

　第六次羽村市長期総合計画・前期基本計画では、5つのコンセプト及び自治体運営の方針について、取組の視点となる施策を定め、各施策には取組の方向性が連なる形でまとめています。

今後掲載（２～３ページ）

２　ページの見方

今後掲載（２ページ）

コンセプト1

自分らしく生きる

～共生･健康･福祉分野～

生涯にわたり、だれもが、家庭、学校、職場、地域などで、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

施策と方向性

施策1

性別や国籍にかかわらず、多様な価値観を認め、尊重するまち

施策の方向性

1　互いを理解し、違いを尊重し合う意識の醸成
2　国際理解、多文化共生の推進
3　平和な未来の創造

施策2

元気に生活することができるまち

施策の方向性

1　心身の健康づくりの支援と医療提供体制の充実
2　自分らしく暮らし続けるための支援
3　運動機会の提供

施策3

共に生き、助け合うまち

施策の方向性

1　複雑な課題に対応するための地域の連携体制の確保と人材の育成
2　高齢者・障害のある人等を地域で支援するための体制の構築

施策4

生き生きと活動するまち

施策の方向性

1　生きがいづくりへの支援
2　地域活動による地域コミュニティの活性化

施策 1

性別や国籍にかかわらず、多様な価値観を認め、尊重するまち

多様な価値観や文化の違いを受け入れ、認め合うことができるよう、男女共同参画や国際理解、多文化共生等を推進します。平和の尊さを次世代へ継承し、市民が平和について主体的に考え行動する意識を醸成します。

現状と課題

◆ 価値観や働き方の多様化が進む中、性別や性的指向等を問わず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、多様性への理解が求められています。市政世論調査の結果では、「男女の地位は平等になっている」と回答した割合は低い状況です。本市では、男女共同参画の推進や多様な性に関する理解促進のため、広報やイベント等を通じて意識啓発を行ってきました。今後は、イベント等への様々な世代の参加者層の拡大、性別等に起因する生きづらさや困難な問題を抱える人への支援体制の強化と併せて、男女共同参画に関する取組を一層充実させる必要があります。

◆ 子供から大人まで世代を問わず、多様な国籍・文化的背景をもつ外国人住民が増加傾向にあります。本市では、外国人住民が安心して生活を営み、地域の一員として活躍できるよう、啓発冊子の配布や窓口での通訳システム等の活用に取り組んできました。引き続き、窓口対応や情報発信の多言語化に加えて、外国人住民が我が国や本市の習慣・文化、制度やルールを理解し、住民同士が互いに支え合う意識の醸成が求められます。

◆ 戦後 80 年以上が経過し、戦争を経験した人が減少する中、戦争の悲惨な記憶が風化することが懸念されます。ウクライナや中東地域を始めとする世界各地での武力衝突など、国際情勢の不透明さが増す中、平和の尊さを共有し、守り抜く姿勢が問われています。本市では、過去の戦争の惨禍を風化させず、市民が日常生活の中で平和の尊さを感じることができるよう「青梅・羽村ピースメッセンジャー事業」や「平和の企画展」等、様々な取組を行ってきました。今後も、子供から高齢者までの市民一人一人が日常の中で平和を考え、主体的に行動する意識の醸成が求められます。



市民の声

○ 老若男女を問わず、誰もが幸せに暮らせるまちづくりをしてほしい。
○ 外国人住民が困らないような情報提供やサービスが充実するとよい。
○ 青梅・羽村ピースメッセンジャーに参加して、とても充実した経験ができた。他の人にも体験してほしい。

施策の方向性

方向性1 互いを理解し、違いを尊重し合う意識の醸成

❶　あらゆる場（家庭や学校、職場、地域等）において、誰もが個人として尊重され、一人一人が自分らしく生き生きと暮らすことができるよう、男女共同参画や人権に関する意識の啓発・教育を推進します。

❷　多様な性や生き方への理解を促進するため、広報・啓発の取組の充実と、困難な問題を抱える人への相談体制や支援等の拡充を図ります。

方向性2 国際理解、多文化共生の推進

❶　国籍や文化的背景の違いにかかわらず、誰もが互いの生活や文化を尊重し合える地域社会を構築するため、講座等を通じて多様な国の文化や日本の文化等を学ぶ機会を設け、外国人住民と日本人住民相互の理解を促進します。多文化共生意識を一層醸成するための啓発や相互理解と相互扶助につながる市民活動等を支援します。

❷　外国人住民が日々の暮らしの中で直面する困難を解消し、安心して暮らすことができるよう、引き続き、窓口や相談における多言語対応を推進します。あわせて、外国人住民が市内で暮らす上での、習慣・文化、制度やルールを理解できるよう、生活情報の提供における多言語対応や「やさしい日本語」の活用促進を図ります。

方向性3 平和な未来の創造

❶　若い世代を始め、多くの市民が平和について学び、平和の大切さを自分事として考えることができるよう、様々な平和事業の継続と併せて、デジタル技術を活用した広報・啓発の充実を図ります。

施策 2

元気に生活することができるまち

生涯にわたって、健康で明るく元気に生活できるよう、生活習慣病予防等の意識啓発やライフステージを通じた健康づくり等、包括的な支援を推進します。住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、医療提供体制の充実を図ります。あわせて、市民の健康維持のため、身近な場所で継続的に運動に取り組める環境づくりを推進します。

現状と課題

◆ 「人生 100 年時代」に向けて、健康寿命の延伸のための取組の重要性が増しています。本市では、市民が心身共に健康で過ごせるよう、健康づくりに関する普及啓発やこころの不調への相談対応に取り組んできました。引き続き、生活習慣病の予防・重度化防止のための、生活習慣づくりの啓発と病気の早期発見・早期治療のための取組が求められています。あわせて、住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境を充実していく必要があります。

◆ 高齢化が進む中、要介護状態や病気になる前からの予防の必要性が増しています。本市では、医療・健康データを活用し、個別的支援と住民主体の介護予防活動等への支援を両輪とした、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んできました。引き続き、データ分析等に基づく適切なアプローチを推進する必要があります。

◆ 市政世論調査の結果では、週 1 日以上運動を行っている市民は約 7 割となっています。本市では、誰もが参加できる「市民スポーツまつり」の開催や高齢者を対象とした「高齢者レクリエーションのつどい」、障害のある人を対象とした「障害者スポーツ・レクリエーションのつどい」等を実施してきました。引き続き、市民の誰もが運動を楽しみ、健康に過ごすことができるよう、様々な運動機会を提供する必要があります。



市民の声

- ○ 両親が将来、介護が必要な状態になることを心配している。
- ○ 市民が利用しやすい医療環境が整備されるとよい。
- ○ 高齢者向けの運動教室を増やしてほしい。

施策の方向性

方向性1　心身の健康づくりの支援と医療提供体制の充実

❶　幅広い世代の市民が健康づくりに興味をもつことができるよう、イベントや講座、広報等を通じて、食や運動などの健康づくりに向けた意識啓発を推進します。

❷　誰もがこころの健康を保つことができるよう、メンタルヘルスへの意識や関心を高め、正しい知識や対策を習得できる講座等の開催や、気軽に相談ができる体制を整えます。

❸　市民が自ら病気に対する予防ができるよう、各種健康診査やがん検診等の受診率の向上を図ります。生活習慣病の予防・改善に向け、健康づくり教室や特定保健指導等の利用促進を図るための周知・啓発を推進します。

❹　安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関と連携・協力し、医療提供体制の充実を図ります。

方向性2　自分らしく暮らし続けるための支援

❶　いつまでも健康的な日常生活を過ごすことができるよう、医療・健康データ等を活用して分析を行い、自身の健康や介護の課題を早期に発見し、必要な支援につなげます。

❷　高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるよう、フレイル予防・認知症予防を推進します。

方向性3　運動機会の提供

❶　健康づくり教室等の開催、市民の自主的な運動サークルの立ち上げや活動の継続支援を通じて、身近な場所で運動を継続できる環境づくりを推進します。

❷　市民の心身の健康の保持・増進を図るため、様々なイベントの開催などによる運動機会の提供を推進します。

施策 3

共に生き、助け合うまち

家庭や地域の中で、高齢者、障害のある人等、誰もがその人らしい自立した生活を送ることができるよう、複雑化・複合化した課題に対応するための地域の連携体制を構築し、共に支え合い、共に生きる社会の実現を図ります。

現状と課題

◆ 一人暮らしや核家族化、地域コミュニティの希薄化等、家庭や地域のつながりが変化する中で、「ひきこもり」「ヤングケアラー」「8050 問題」※といった、福祉分野ごとの支援では対応が難しい複雑化・複合化した課題が増加しています。本市では、「重層的支援体制整備事業」により、福祉分野の「はざ間」にある課題解決に取り組んでいます。引き続き、事業の推進と支援関係機関との連携体制の強化が必要です。

◆ 高齢化に伴い、高齢者や障害のある人等を支える地域の力が低下しています。本市では、民生委員・児童委員等が、地域福祉の担い手として、福祉活動を行えるよう支援しています。しかしながら、プライバシー意識の高まりや福祉活動に対する理解の不足、既存の枠組みでは対応が困難な課題が増加しています。今後は、地域福祉の担い手の確保・育成と多様な主体の連携による見守り体制の構築と併せて、民生委員・児童委員が活動しやすい環境や体制の構築が求められています。

障害のある人が年々増加しています。本市では、障害のある人が自分らしく暮らすことができるよう、関係機関と連携した支援を行ってきました。引き続き、相談支援体制の充実や就労機会の確保等、包括的な支援体制の構築と多様な障害への理解を促進していく必要があります。



市民の声

○ 一人で悩みを抱え込まないように、相談しやすい環境を整えてほしい。
○ 障害のある人や高齢者への配慮があるまち、人助けを呼び掛けるまちであってほしい。
○ 町内会と他の地域組織との連携が強化されるとよい。

※ 8050 問題…80 代の親が、50 代の子供の生活を支えている状態のこと。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなることが問題となっている。

施策の方向性

方向性1　複雑な課題に対応するための地域の連携体制の確保と人材の育成

❶　生活に支援を必要とする人が自立した生活ができるよう、経済的支援、自立支援等の実施や、支援に関わる地域団体等の活動の支援を推進します。

❷　生きづらさを感じる人や不安や悩みを抱える人、複雑で複合的な悩みを抱えている人等を地域全体で支えていけるよう、支援関係機関との連携強化や、包括的支援を推進します。

❸　地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保を図ります。あわせて、民生委員・児童委員の活動を支援し、地域に根差した福祉活動を推進します。

❹　一人で悩みや不安を抱えている人、支援を必要としている人が安心して生活できるよう、悩みや不安に気付き、相談につなげる地域人材の育成を推進します。

❺　誰もが安心して暮らすことができるよう、支援が必要な人が抱える日常生活の困難さや社会的障壁についての理解と関心を広げるための啓発活動を推進します。

方向性2　高齢者･障害のある人等を地域で支援するための体制の構築

❶　高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるよう、介護・予防･住まい・医療・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進します。あわせて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

❷　障害のある人やその家族が、自分らしく生活することができるよう、生活支援や就労支援、自立支援等を推進します。

❸　高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安心して医療・介護等を受けることができるよう、地域の医療機関と介護・福祉の事業所との連携体制の強化を図ります。

施策 4

生き生きと活動するまち

市民や町内会・自治会等の各種団体による、地域コミュニティ等での活動を通じて、地域の中で、自己実現や達成感を得ることができるよう、市民の様々な活動を尊重し地域の活性化を図ります。

現状と課題

◆ 仕事を退職しセカンドライフを送る方等が増え、市民の生きがいづくりに向けた支援が求められています。本市では、多様な講座・講演会、成果発表会を開催するとともに、自主グループへの支援等を行ってきました。引き続き、これらの取組を継続しつつ、今後、より多くの市民が様々なことに興味・関心をもち、活動・体験ができるよう、ニーズに対応した講座・講演会等の開催が求められています。

◆ 単身世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域コミュニティの希薄化等が懸念されています。本市では、市民や町内会・自治会等の夏まつりや餅つきなどの多様な活動を通じた、地域コミュニティの活性化を促進するため、市民活動団体の活動支援と、地域との連携による居場所づくり事業を実施してきました。今後は、これらの取組により育まれた市民や団体等の主体性を尊重し、活動の自走化を支援するとともに、多様な主体との協働を地域課題の解決につなげていく必要があります。また、市内の学校等と共に、地域課題解決に向けた取組等を実施してきました。今後は、地域コミュニティの活力を維持し、将来の担い手を確保するため、子供・若者の地域コミュニティ活動等への参加を促進する必要があります。



市民の声

○ 地域内での交流を通じて楽しめる新たな事業を実施してほしい。
○ 地域の人と世代を超えた交流（年配の人と若い人の交流）ができる場やイベントがあるとよい。
○ 市民活動やボランティア活動への参加を促すような支援があるとよい。

施策の方向性

方向性1　生きがいづくりへの支援

❶　各種講座等の開催を通じて、市民の自己実現を支援します。あわせて、習得した知識や経験を地域で生かすことができるよう、活躍の場の創出を図ります。

❷　様々な生きがいづくりや生きがいの発見に向けて、高齢者の団体や自主グループ等への支援を行うとともに、学習・文化・スポーツ・レクリエーション等の活動を行っている団体等の情報を市民に広く提供します。

方向性2　地域活動による地域コミュニティの活性化

❶　町内会・自治会の活動が持続可能なものとして維持できるよう、加入促進に向けた取組への支援を推進します。

❷　地域コミュニティの更なる活性化を図るため、地域で活動する団体間の交流や情報交換の場づくりを推進します。あわせて、団体の運営継続を支援するため、デジタル技術の導入・活用促進を支援します。

❸　地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を図るため、市民の主体性を尊重した活動を支援し、自走化を促進します。

❹　将来の地域コミュニティの担い手を確保するため、子供・若者が地域コミュニティの活動等に興味をもつことができるよう、地域と学校の連携を通じた参加のきっかけづくりを推進します。

SDGsの取組



関連する主な計画

◇第二次羽村市生涯学習基本計画

◇第５次羽村市男女共同参画基本計画

◇羽村市国民健康保険第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画

◇第六次羽村市地域福祉計画

◇羽村市障害者計画、第７期羽村市障害福祉計画及び第３期羽村市障害児福祉計画

◇羽村市高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画

◇羽村市健康増進計画・羽村市食育推進計画「健康はむら２１（第三次）」

◇羽村市自殺対策計画（第二次）

コンセプト2

成長をはぐくむ

～子育て･教育･生涯学習分野～

子どもから高齢者まで、生涯を通じて成長し、様々なつながりを持ち続けることができるまちを目指します。

施策と方向性

施策１

子供たちが健やかに
成長するまち

施策の方向性

1　子育て家庭への支援
2　支え合いによる子育ての推進
3　子供の居場所づくりの充実

施策２

子供たちが生きる力を
身に付けるまち

施策の方向性

1　学校教育の充実
2　誰一人取り残さない支援体制の充実
3　社会参画意識と次代を担う自覚の醸成

施策３

地域で学び、つながり、
生かすことができるまち

施策の方向性

1　誰もがいつでもどこでも学習できる機会の創出
2　交流を通じた学びの創出
3　新たな学びや学びの深化につなげる

施策 1

子供たちが健やかに成長するまち

誰もが伸び伸びと、安心して子供を生み育てることができ、全ての子供が安全・安心に、健やかに成長することができるよう、妊娠期から子供の成長段階に応じた切れ目ない支援の充実と、地域全体で子供を育み、支え合う環境づくりを推進します。

現状と課題

◆ 核家族化や共働き世帯の増加など、家庭環境の変化に伴い、子育て家庭が抱える課題は複雑化・複合化しています。本市では、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する「こども家庭センター」を設置し、それぞれの家庭に寄り添ったきめ細やかな支援体制を強化してきました。こうした取組は、「東京で子育てしやすいまち」としての市のブランドイメージの醸成につながっています。引き続き、子育て支援の充実を図るため、社会経済情勢を踏まえた経済的支援の継続に加え、子育てに関する相談・助言体制の充実やデジタル技術の活用による各種手続きのオンライン化など、保護者の心理的・身体的負担を軽減する取組が求められます。

◆ 地域のつながりの希薄化や少子化の進展、ライフスタイルの多様化等に伴い、地域全体で子供を見守り支え合う環境づくりが求められています。本市では、家庭と地域の連携強化や、地域の関係機関・団体との連携を深め、地域全体で子育て家庭を支える体制の構築に注力してきました。今後も、地域との連携を図り、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりをより一層推進する必要があります。

◆ 放課後等の子供の安全・安心な居場所の確保がより重要となっています。本市では、子育て中の保護者同士が交流できる場の提供、学童クラブや放課後子ども教室など、放課後等の子供の居場所の充実に取り組んできました。今後は、学童クラブ等における育成の質や利便性のより一層の向上に取り組むとともに、児童館等既存の公共施設を有効に活用した中学生・高校生世代の第三の居場所（サードプレイス）の整備を推進する必要があります。また、地域の団体等との連携を通して、地域全体で子供や子育て家庭を支える環境を整えていくことが求められます。



市民の声

〇子育てをしやすい環境の整備を工夫してほしい
〇子育て家庭の支援事業を充実してほしい
〇子供や若い世代にも、住みやすいまちにしてほしい

施策の方向性

方向性1 子育て家庭への支援

❶ 妊娠期から子育て期まで、各家庭の環境やニーズに寄り添い、保護者や乳幼児等の心身の健康の保持・増進、育児不安の解消、子育てに関する相談・助言体制の充実等を図るため、「こども家庭センター」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制を強化します。

❷ 乳幼児期から就学期における健康の保持と健やかな成長を育むため、子供の社会性や行動面の発達状況を適切に把握し、早期支援につなげるための新たな健康診査の導入や支援体制の構築を検討します。

❸ 子育て家庭のニーズや子供の発達段階に応じた質の高い保育・幼児教育が受けられるよう、また、全ての子供が成長・発達に資する豊かな経験を得られるよう、事業所等と連携した、保育・幼児教育環境の更なる充実を図ります。

❹ 子育て家庭の、子育てに伴う経済的負担を軽減するため、各種手当や医療費助成等の経済的支援の継続と、社会情勢の変化やニーズに即した効果的な支援策の検討を進めます。

❺ 各種手続きの利便性の向上を図るため、申請手続きのオンライン化など、子育て関連の窓口業務におけるＤＸ※を更に推進します。

※ DX…DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術を導入するだけでなく、デジタル化により、ものごとやそのプロセス、社会や組織を変革すること。

方向性2 支え合いによる子育ての推進

❶ 地域で安心して子育てができるよう、関係機関との連携を深めるとともに、育児の悩み解消やリフレッシュにつながる場の提供など、子育て家庭を包括的に支援する取組を推進します。

❷ 子育て家庭の不安解消や孤立防止を図るため、保護者が気軽に集い、交流や情報交換のできる場や、地域との交流の機会を充実するとともに、地域全体で子育て家庭を支え合うためのコミュニティやネットワークの構築を推進します。

方向性3 子供の居場所づくりの充実

❶ 放課後における子供の安全な居場所を確保し、育成の質の向上と利用者の利便性の向上を図るため、学童クラブや放課後子ども教室の運営の充実を図ります。

❷ 中学生・高校生世代が家庭や学校以外の場でも自分らしく過ごし、自己肯定感を高めながら、社会で生き抜く力や主体性を育むことができるよう、児童館等の既存施設を有効に活用した居場所づくりを推進します。

❸ 子供たちが多様なスポーツ・文化活動を継続できる環境と、中学生の放課後等の活動の場を確保するため、地域のスポーツ団体や文化団体等との連携強化を図ります。

施策 2

子供たちが生きる力を身に付けるまち

子供たちが、よりよい社会と幸福な人生を切り開き、未来の創り手となるための「生きる力」を身に付けることができるよう、学校における教育活動を充実させるとともに、誰一人取り残さない支援体制の強化や、次代を担う意識の醸成を図るため、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む環境づくりを推進します。

現状と課題

◆ 学校教育では、子供たち一人一人に「生きる力」を育成することが求められています。「生きる力」とは、複雑で予測困難な時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの良さと可能性を発揮し、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と人生を切り開く、未来を創る力です。本市では、小中一貫教育を推進し、教育活動の充実を図ってきました。引き続き、学校においては、確かな学力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育み、「生きる力」を着実に育成していくことが必要です。

◆ 現在、発達上の課題や不登校など、子供たちの多様な状況に応じた支援の在り方が、大きな課題となっています。本市では、幼稚園・保育所等と小学校を円滑に接続するため、関係機関との連携の強化、様々な人材を活用した支援体制の構築やデジタルの活用による個に応じた学びの保障など、多面的な支援の充実を図ってきました。引き続き、これらの取組を推進するとともに、子供たち一人一人の特性や環境への理解を深め適切な支援を行うなど、誰一人取り残さない教育環境を整備することが求められます。

◆ 子供たちは未来の担い手、創り手です。子供たちの創る未来が希望に満ちたものとなるためには、社会参画への意識の向上と、次代を担う自覚の醸成が必要です。本市では、全ての小・中学校をコミュニティ・スクールとし、特色ある教育活動を通じて学校・家庭・地域をつなぐ取組の充実を支援してきました。引き続き、この取組を推進するとともに、大人たちが協力し、協働しながら子供たちを育てていく環境を整えることで、子供たちに社会の一員としての自覚や、主体的に地域・社会と関わっていこうとする意欲・態度を育むことが大切です。



市民の声

〇やってみたいことを子供自身で考え、実行できるような、主体性を尊重できる環境があるといい
〇個人に寄り添った学習支援を行ってほしい
〇学校・地域・保護者間のコミュニケーションを充実させてほしい

施策の方向性

方向性1 学校教育の充実

❶ 子供たちの確かな学力・豊かな心・健やかな体を着実に育み、よりよい社会を築く「生きる力」を育成するため、子供たちの学びを深める三つの活動（一貫する学習活動・体験活動及び表現活動）を充実させます。

❷ １人１台端末の効果的な活用を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな学習指導を通して、進んで学びに向かう主体性を育成します。

❸ 身近な社会である学級・学校で、子供たちが主体となってルールの形成や学校生活の改善・学校行事などに参画することにより、主体的な社会参画に関する資質・能力を育みます。

❹ 子供たちが多様なスポーツや文化芸術活動に触れるとともに、体験を通じて責任感や連帯感の涵養（かんよう）、学習意欲の向上や自主性の育成が図られるよう、地域のスポーツ団体や文化芸術団体等との連携を強化します。

❺ 安全で質の高い教育活動を維持・継続できるよう、学校施設や校内設備等の計画的な改修・更新を行うとともに、将来的な児童・生徒数の減少を踏まえ、学校の適正な配置等に関する検討を進めます。

方向性2 誰一人取り残さない支援体制の充実

❶ 子供たちの発達の段階や特性などに応じた、適切な支援の充実を図るため、学校と関係機関等との連携及び教育相談体制の機能の更なる強化を推進します。

❷ 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒一人一人に寄り添い、学びを保障するとともに、子供たちのウェルビーイング※を高め、安心できる居場所づくりを推進するため、１人１台端末を活用した学習支援の実施や登校支援、民間団体との連携等を図ります。

❸ きめ細やかで切れ目のない支援の実現に向け、幼稚園、保育所等と小学校や関係機関との連携を強化し、就学前後の支援体制の円滑な接続を推進します。

※ ウェルビーイング…個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

方向性3 社会参画意識と次代を担う自覚の醸成

❶ 学校と地域が一体となって、地域全体で子供を見守り育てることを目的とした「コミュニティ・スクール」がより効果的かつ持続的に運営されるよう、多様な取組を支援し、学校と地域の連携・協働を促進します。

❷ 多様な交流を通じて子供たちが豊かな人間性と社会性を養うことができるよう、町内会・自治会を始めとする多世代交流・活動に取り組む地域活動団体への支援の充実を図ります。

❸ 子供たちが多様な価値観に触れ、社会の一員としての自覚や自律的に行動する意識を醸成することができるよう、地域の大人が子供の成長に積極的・主体的に関わる事業を推進します。

❹ 子供たち一人一人の権利と主体性が尊重されるよう、大人や関係団体等が連携しながら、子供たちが自らの意見を表明する機会や地域・社会の活動に参画する機会の創出を推進します。

施策 3

地域で学び、つながり、生かすことができるまち

子供から高齢者まで、いつでも、どこでも楽しく学ぶ環境整備を図るとともに、羽村市の財産である「人」「文化」「芸術」「歴史」「自然」などを生かした学びが広がり、学びの成果が個人の生きがいや人と社会のために発揮・共有・継承される取組を推進します。

現状と課題

◆ 子供から高齢者まで、誰もが主体的に学び続けられる環境の整備と、個々の関心やライフスタイルに合わせた多様な学習機会の提供が求められています。本市では、スポーツに親しむ機会や芸術・文化鑑賞機会の提供などに取り組んできました。今後は、「人生 100 年時代」を見据えた社会人の学び直し（リスキリング）を推進するなど、社会の変化に対応した学習環境と内容を更に充実させる必要があります。

◆ 少子高齢化や地域のつながりの希薄化等が進む中、多様な主体が交流し学び合う機会の重要性が増しています。本市では、世代間交流の促進や、スポーツを通じた市民の交流機会の充実等に取り組んできました。引き続き、スポーツ・文化活動などを通じて、世代や属性を問わず自らの関心に基づいて相互に関わり合える機会を拡充していくことが求められます。

◆ ボランティア活動など、学びを地域に生かす取組や学びの成果を地域で生かす場必要になっています。本市では、ボランティア活動への支援や学びを地域に還元する取組を進めてきました。今後は、市民が社会を支えていることに実感をもてる「学びの循環」を確立し、更なる学びの創出や深化につながる仕組みづくりが求められています。



市民の声

〇年齢を問わず幅広く利用できる学習スペースを充実してほしい
〇学校区を拠点とした子供からお年寄りまでが集える交流の場があるといい
〇地域の伝統文化を継承するため、学校にも協力してもらう

施策の方向性

方向性1 誰もがいつでもどこでも学習できる機会の創出

❶ 市民が豊かな人生を送ることができるよう、文化、芸術、スポーツ、生活知識などの多様な学習機会の提供を推進します。

❷ 大学等の教育機関や団体・企業などとの連携を強化し、幅広い学びの場を創出するとともに、社会人の学び直しの機会を支援します。

❸ デジタルとアナログ双方の強みを生かした読書環境を整備し、あらゆる世代が主体的に本に親しみ、情報を活用できる環境を整えます。

❹ 公共施設の利便性向上や民間活力の活用推進など、誰もが自発的に学べるインクルーシブ※な環境の充実を図ります。

❺ 市内の自然や歴史、文化遺産などの地域資源を生かした学習、体験活動の充実を図ります。

方向性2 交流を通じた学びの創出

❶ 共通の趣味や目的を通じた交流により学びが深まるよう、多世代の市民が共に学び合う機会の充実を図ります。

❷ 市民活動団体の主体的・継続的な活動を促進するため、団体間の交流や情報共有を支援します。

❸ スポーツ・文化活動など、多様な分野において、市民が自らの関心に基づいて主体的に関わり合える交流の場の充実を図るとともに、学習成果を発表・共有できる機会の拡充を図ります。

※ インクルーシブ（包摂）・・・年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、全ての人々が排除されることなく社会に参加できる環境を整えること。生涯学習や教育の場においては、誰もが対等に参加できるよう、それぞれのニーズに応じた学習環境を整えることで、個々の学びの実現を目指す。

方向性3 新たな学びや学びの深化につなげる

❶ 急激に変化する社会情勢に対応するため、市民ニーズを反映した多様なテーマの講座を開催するなど、新たな知見や価値観に出会える学びの機会の提供を推進します。

❷ 地域への愛着と誇りを育むため、地域と連携した学習の場づくりを推進します。

❸ 個人の学習意欲の向上を図るとともに、学びの成果を地域の魅力向上や課題解決に生かせるよう、学びの循環に向けた取組を促進します。

SDGsの取組



関連する主な計画

◇羽村市障害者計画、第７期羽村市障害福祉計画及び第３期羽村市障害児福祉計画
◇羽村市こども計画
◇第二次羽村市生涯学習基本計画
◇第３次羽村市小中一貫教育基本計画
◇第四次羽村市子ども読書活動推進計画

コンセプト3

スマートにくらす

～都市基盤、生活、環境分野～

自然環境を大切にしながら、日々の“くらし”の中で、便利さや快適さが感じられるまちを目指します。

施策と方向性

施策1

快適な都市環境が整うまち

施策の方向性

1　快適で生活しやすい環境の整備
2　都市基盤の整備
3　持続可能な地域公共交通の構築

施策2

いつでもどこでもつながるスマートシティ

施策の方向性

1　市民・事業者のＩＣＴ活用促進
2　自治体のＤＸによる市民サービスの向上

施策3

自然を大切にし、次世代につなぐまち

施策の方向性

1　自然環境の保全
2　ごみの減量と資源化の促進

施策4

ゼロエミッションの地球にやさしいまち

施策の方向性

1　環境に配慮した取組の推進

施策 1

快適な都市環境が整うまち

誰もが安全・安心・快適に暮らすことができるよう、道路、駅前交通広場、公園、水道、下水道などの都市基盤施設の整備や維持保全、公共交通のサービス水準の維持、自然と調和した良好なまちなみの創出を図ります。

現状と課題

◆ 誰もが安全かつ快適に暮らすことができるよう、バリアフリーや都市景観に配慮した都市基盤施設の整備を推進することが重要です。本市では、良好なまちなみの維持・向上を図るため、土地区画整理事業や道路・公園の整備等による都市環境の形成に取り組んできました。引き続き、土地区画整理事業の推進や道路・公園等のインフラ施設の適切な整備、医療・福祉・商業などの都市機能施設の誘導による生活しやすい快適なまちづくりを着実に推進していく必要があります。

◆ 道路環境の安全性の向上と適切な維持保全が求められています。また、水道及び公共下水道等のインフラ施設は老朽化が進行しており、長寿命化対策等の着実な推進が喫緊の課題となっています。本市では、市民の安全・安心な生活を確保するため、道路や橋梁、上下水道施設等の維持補修、災害に強いインフラ施設の更新及び耐震化等に取り組んできました。引き続き、インフラ施設の計画的・効率的な更新等の対策を進めることが重要です。

◆ 少子高齢化や人口減少の進行に伴い、全国的に公共交通サービスの需要縮小や経営の悪化、運転手不足の深刻化など、地域公共交通の維持・確保が厳しい状況にあります。本市では、利便性の高い公共交通の水準を維持するため、関係機関への要望活動やコミュニティバス「はむらん」の運行に関する検討・協議を重ねてきました。今後は、将来にわたって持続可能な公共交通の在り方について検討を進めることが求められています。



市民の声

〇羽村駅西口土地区画整理事業は、暮らし、治安、環境、防災など、あらゆることが関連する。座談会などで市民の声を聞いてほしい。
〇夜間の安全確保のため、暗い地域に街灯が増えるとよい。
〇子育てしやすい街、皆が住みやすい街にするためには、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化が重要だと思う。

施策の方向性

方向性1 快適で生活しやすい環境の整備

❶　市民生活の利便性の向上を図るため、市民の生活の拠点となる場所に、医療機関・福祉施設・商業施設などの日常生活に身近な施設が立地されるよう、計画的なまちづくりによる誘導を促進します。

❷　住宅地の街並みや商業地域、工業地域などの特性を踏まえた良好な都市環境を形成・保全できるよう、地区計画等による適切な土地利用の規制、誘導を図ります。

❸　良好な居住環境の形成を図るため、空き家等の適正な管理と利活用の促進及び市営住宅の適正な管理に取り組みます。

❹　公園・児童遊園が、緑豊かな憩いの場、遊びや運動の場として機能するよう、市民ニーズを踏まえた環境の充実を図ります。

❺　都市環境の保全及び公害の未然防止のため、騒音・振動・悪臭等の市内環境の状況を継続的に把握し、関係法令に基づく適正な指導を行います。

方向性2 都市基盤の整備

❶　土地区画整理事業では、都市計画道路及び駅前交通広場等の早期整備を目指し、権利者の負担軽減に配慮しながら、効率的かつ効果的に事業を推進します。

❷　誰もが安全かつ快適に市内を移動することができるよう、バリアフリー化をはじめ道路施設の点検、改修、改良工事等を計画的に実施し、道路環境の安全性の向上と適切な維持保全を図ります。

❸　水道施設の老朽化対策及び災害対策として、計画的な更新と管路の耐震化を一層推進します。

❹　下水道施設の機能を維持するため、計画的な更新と適切な維持管理に取り組みます。

❺　気候変動に伴う豪雨に対応するため、雨水浸透施設や雨水管の整備等、総合的な浸水対策を推進します。

方向性3 持続可能な地域公共交通の構築

❶　鉄道や地域公共交通のサービス水準の維持に向け、関係機関との連携を図ります。

❷　先行事例等の調査・研究を行い、将来にわたって持続可能で利便性の高い地域公共交通の実現に向けて検討を進めます。

施策 2

いつでもどこでもつながるスマートシティ

「人と人」や「人とサービス」が、いつでも、どこでもつながり、豊かで便利な生活が実現するよう、新たな技術を活用する環境の整備や、様々な社会経済活動のICT化などを促進します。

現状と課題

◆ デジタル技術の普及により、日常生活の様々な場面で時間や場所を選ばずに利用できる非対面・非接触のサービスが浸透しています。行政サービスにおいても、オンラインで完結する手続への期待がより一層高まっています。本市では、市ＬＩＮＥ公式アカウントの機能拡充や「書かない窓口」に関するシステムの導入、スマートフォン等の操作支援など、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル技術やＩＣＴを積極的に活用した市民の利便性の向上に取り組んできました。今後は、各種手続のオンライン化の更なる推進を図ることや、市内事業者のデジタル化を支援するなど、スマートで利便性の高い行政サービスの提供を目指すことが求められています。

◆ 社会全体の急速なデジタル化の進展に伴い、新たな時代に順応した行政サービスの提供と健全な財政運営を実現するため、「羽村市ＤＸ推進基本方針」を策定しました。本市では、この基本方針に基づき、ＲＰＡ※1やＡＩ－ＯＣＲ※2等のデジタル技術を導入し、市民サービスの向上と事務の効率化を両立する基盤づくりに取り組んできました。今後は、東京都等との連携を更に強化し、先端技術を全庁的な業務プロセスに浸透させることで行政経営の最適化を図り、創造的で付加価値の高い市民サービスの提供を実現していくことが求められます。



市民の声

〇防犯の情報について LINE などで情報提供があるとよい。
〇オンラインで授業を受けられる環境を整備してほしい。
〇羽村市が暮らしやすいまちであるために、市全体で利用できるフリーWi-Fi が街中に整備されるとよい。

※1 RPA…人が行うパソコン上の作業をコンピューターによって自動化する仕組みのこと。
※2 AI－OCR…AI 技術を用いて、手書き文字や印字された書類の画像から高精度にテキストデータ化する技術のこと。

施策の方向性

方向性1 市民・事業者のICT活用促進

❶　市内経済活動の効率化や活性化に向け、市内事業者におけるキャッシュレス決済の導入や、デジタル技術を活用した情報発信を支援します。

❷　医療機関や介護事業所等の業務の効率化を支援するため、デジタル技術の活用を促進します。

❸　公共施設やイベントで、誰もが円滑にオンライン接続ができるよう、Wi-Fi 環境の充実を図ります。

❹　誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、スマートフォン等の基本的な操作やアプリケーション等の活用に関する支援を、関係団体等と連携して推進します。

方向性2 自治体の DX(デジタルトランスフォーメーション)による市民サービスの向上

❶　市民の利便性の向上を図るため、行政手続のオンライン化を推進します。

❷　デジタル技術を活用した、情報アクセシビリティ※を確保するため、市公式サイトやＬＩＮＥを始めとする情報発信ツールの機能の拡充を図ります。

❸　質の高い市民サービスの提供及び事務の効率化を推進するため、先端的なデジタル技術の活用を推進します。

❹　DX を効率的かつ効果的に推進するため、国や東京都、民間事業者等と連携し、専門的な知見の活用を図ります。

※ 情報アクセシビリティ…年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

施策 3

自然を大切にし、次世代につなぐまち

市内のみどりや水・大気の保全、生物多様性の確保などに取り組むことで、限られた資源を大切にし、次世代への継承を図ります。

また、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの環境配慮行動を実践し、ごみの減量と排出の抑制を推進します。

現状と課題

◆　２０３０年を目標年次とするＳＤＧｓの達成に向け、自然環境を保全するための取組の重要性が高まっています。本市では、自然環境を守るための保存樹林地の維持や特定外来生物の防除、良好な都市環境を保全するための継続的な環境の把握に取り組んできました。今後も生物多様性の確保と公害の未然防止を一体的に推進するとともに、多世代が自然の尊さを学ぶ体験機会の充実を図り、本市のシンボルである水や豊かな自然を次世代へ確実に継承していく必要があります。あわせて、人や動植物に優しい良好な都市環境を保全し続けるための取組が求められます。

◆　市政世論調査では、市の「ごみの減量（３Ｒの推進）」や「循環型社会の構築」への取組に対する満足度は高い状況にあります。しかし、地球温暖化が進行する中、３Ｒの更なる推進が求められています。本市では、分別行動を促進するため、ＬＩＮＥを活用してＡＩが分別方法等を案内する「はむらごみナビ」を導入するなど、市民の利便性の向上を図ってきました。引き続き、ごみの減量に向けた周知・啓発を推進するとともに、市民や事業者の３Ｒ意識の向上及び限りある資源の有効活用を図り、環境負荷の少ない資源循環型社会への転換を推進していく必要があります。



市民の声

〇子供が実体験できる機会を充実させてほしい。
〇自然環境保護のためのボランティア活動やごみ拾い活動により心地良い環境にしたい。
〇温暖化が進んでいるため、ごみの分別などを通じて、自然を壊さないような取組が重要だと思う。

施策の方向性

方向性1 自然環境の保全

❶　自然を大切にする心を育むことができるよう、自然環境について学び、体験する機会を提供します。

❷　まちなかの緑地を保全するため、都市計画緑地の適正管理に取り組むとともに、私有地における緑地の維持・保全に向けて支援します。

❸　生物多様性を確保するため、多様な生物が生息できる環境の維持と東京都と連携した特定外来生物等の防除を推進します。

❹　人や動植物に優しい自然環境の保全及び公害の未然防止のため、大気・水質・土壌等の市内環境の状況を継続的に把握し、関係法令に基づく適正な指導を行います。

方向性2 ごみの減量と資源化の促進

❶　ごみの減量と資源循環型社会の構築を図るため、ごみの排出抑制や分別の徹底に向けた周知・啓発活動を展開します。

❷　適正かつ安定的な廃棄物処理を継続するため、リサイクルセンター等の計画的な修繕による機能維持と、広域的な共同処理の可能性を含めた将来的な施設の在り方の検討を進めます。

施策 4

ゼロエミッションの地球にやさしいまち

再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地産地消を推進し、二酸化炭素の排出を削減するなど、脱炭素社会の実現を目指す、地球にやさしいまちづくりを推進します。

現状と課題

◆ ２０５０年のカーボンニュートラル※1 という世界的な目標達成に向け、行政のみならず地域全体でグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）※2 を推進していく必要があります。同時に、気温の上昇や大雨などの気候変動への対応も急務となっています。本市では、脱炭素社会の実現を目指し、市民・事業者・市が一体となって連携・協力しながら、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指す「羽村市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。また、公共施設への太陽光発電設備の導入やＡＺＥＭＳプロジェクト※3 による再生可能エネルギーの活用、市民の省エネルギー化の取組を促進する「環境配慮事業助成制度」、ペットボトルの水平リサイクル※4 である「ボトル to ボトル」等の取組を推進してきました。引き続き、公共施設の低炭素化を推進しつつ、市民や事業者による主体的な省エネルギー行動等を支援し、地域全体で地球温暖化対策と気候変動への適応等を一体的に推進していくことが求められます。



市民の声

〇地球温暖化を防止し、将来も植物が多い街であるとよい。
〇SDGｓに基づき、リサイクルなど、自分たちができることを考え、行動することが重要だと思う。
〇地球温暖化対策について、市民レベルでの取組を支援してほしい。

※1 カーボンニュートラル…温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
※2 グリーントランスフォーメーション…化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させつつ、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すこと。
※3 AZEMSプロジェクト…市庁舎屋上の太陽光発電を利用して公用車等を運行させる交通システムのこと
※4 水平リサイクル…回収した製品や素材を、同等程度の製品や素材の原料としてリサイクルし再製品化すること

施策の方向性

方向性1 環境に配慮した取組の推進

❶　地球温暖化を防止するため、市民や事業者の省エネルギー行動等を促すとともに、市民の主体的な省エネルギー活動を支援し、カーボンニュートラルの実現につなげます。

❷　温室効果ガスの排出削減と環境負荷の低減を図るため、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や省エネ機器の導入などによる低炭素化を推進します。

❸　２０５０年のカーボンニュートラル実現に向け、各種計画等に基づく施策や数値目標を市民・事業者と共有し、気運の醸成を図ります。

❹　気温の上昇に伴う熱中症のリスクから市民を守るため、熱中症予防に関する知識の普及啓発と環境整備を推進します。

SDGsの取組



関連する主な計画

◇第二次羽村市環境とみどりの基本計画
◇羽村市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）
◇羽村市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
◇羽村市一般廃棄物処理基本計画
◇第ＩＩ期羽村市分別収集計画
◇羽村市都市計画マスタープラン
◇羽村駅西口土地区画整理事業　事業計画
◇羽村市道路整備計画
◇羽村市橋梁長寿命化修繕計画
◇第二次羽村市水道ビジョン
◇羽村市下水道総合計画

コンセプト4

にぎわいを創る

～産業･観光分野～

市内経済活動の基盤強化や市内産業の活性化を図り、羽村市を訪れる人との交流の輪を広げることで、にぎわいがあふれるまちを目指します。

施策と方向性

施策1

先端技術産業が
集まるまち

施策の方向性

1　羽村市への進出の支援
2　企業間などのつながりの強化
3　新たなチャレンジの支援

施策2

市内産業が元気に
活動するまち

施策の方向性

1　継続的な操業や新規創業・就農の支援
2　産業分野間の連携の強化
3　人材の確保や育成の支援

施策3

人が集まり、
交流を生むまち

施策の方向性

1　羽村市の魅力の向上
2　来訪者とのつながりの創出
3　羽村市の魅力の発信

（今後内容挿入）

コンセプト5

くらしを守る

～防災、安全、感染症対策分野～

災害や犯罪などから、自助・共助・公助により、私たちの“くらし”を守ることができるまちを目指します。

施策と方向性

施策1

相互の連携・協力による、災害に強いまち

施策の方向性

1　関係機関との連携の強化
2　防災に関する知識や災害時の対応方法などの習得支援
3　災害に強い環境の整備
4　災害時に安心して生活できる環境の整備

施策2

犯罪や事故から身を守り、安全で、安心できるまち

施策の方向性

1　犯罪防止対策の強化
2　交通事故などの防止
3　地域との連携の強化
4　基地対策の強化

施策3

感染症などから日常のくらしを守り、安定した生活ができるまち

施策の方向性

1　医療提供体制の確保
2　情報共有の推進
3　安定した生活・活動を支えるための支援

（今後内容挿入）

自治体運営の方針

～行財政運営分野～

市が保有する経営資源を最大限に活用し、新たな時代に順応した行政サービスの提供や、健全な財政運営を行い、効率的で質の高い行政サービスの提供ができるよう、行財政改革を一層推進し、次のような自治体運営の実現を目指します。

施策と方向性

施策１

新たな時代に順応した行政サービスの提供

施策の方向性

1　利便性の高い行政サービスの提供
2　機能的かつ弾力的な行政運営の推進
3　職員の育成・活用
4　官民連携の推進
5　自治体間の広域連携の推進

施策２

健全な財政運営

施策の方向性

1　事務事業の改善・見直し
2　安定的な歳入の確保
3　新たな財源の確保
4　持続可能な公共施設マネジメントの推進
5　財務マネジメントの強化

（今後内容挿入）

3 まちづくりの指標

本計画では、令和７年度に実施した市政世論調査の市民満足度等を指標とし、その満足度や基準を上回るように取り組みます。

計画の進捗確認は、これらの指標を参考に、社会経済状況や市の取組等を踏まえ、総合的な視点で実施します。継続的に市民ニーズ等の把握に努め、政策立案に生かしていきます。

このほかにも、実施計画に基づき、個別事業を推進する際に、目標指標を設定するよう、取り組んでいきます。

まちづくりの指標（コンセプト全体）

指標	数値	基準年度	計画期間内の目標
住みよさ※1	67.1%	令和７年度	基準年度を上回る
定住意向※2	87.2%	令和７年度	
人口推計に対する実績人口※3	51,632 人	令和１２年度	推計人口を上回る
経常収支比率※4	95. 6%	令和７年度	９０%台前半

※1 住みよさ…市が実施する市政世論調査における設問「あなたは羽村市を住みよいところだと思いますか」で「とても住みよい」と「まあ住みよい」を選択した割合

※2 定住意向…市が実施する市政世論調査における設問「あなたは今後も羽村市に住み続けたいと思いますか。それとも市外に転居したいと思いますか。」で「ずっと住み続けたい」と「当分の間住みたい」を選択した割合

※3 人口推計に対する実績人口…令和 12 年度の人口推計に対する国勢調査ベースの 10 月1日時点の人口。

※4 経常収支比率…経常的な経費（人件費、扶助費や公債費など）に、市税などの経常的な一般財源（市が使途を決められる財源）がどのくらい使われたかを表す比率。数値が高くなると、財政の弾力性が失われる。（羽村市決算書）

まちづくりの指標（各コンセプト）

		指標の項目	基準となる市民満足度 ※令和7年度市政世論調査数値（n=545） ※括弧内は前回（令和2(2020)年度）の数値
コンセプト　自分らしく生きる	1	男女共同参画、人権の尊重、平和思想の主旨普及など共生社会を推進していく取組	60.0%（60.4%）
	2	国際感覚をもった人材育成や国際交流の推進、外国人住民も暮らしやすいまちづくり	57.3%（56.5%）
	3	町内会・自治会、市民団体、NPO 法人等への活動支援やコミュニティ施設整備	57.0%（63.4%）
	4	介護サービスの情報提供や事業者の資質・向上への支援	60.4%（59.3%）
	5	障害のある人が地域の中で安心して暮らせるための取組	61.9%（61.2%）
	6	生活保護世帯などへの経済給付や自立に向けた支援など	62.9%（59.3%）
	7	市民の健康管理支援や保健サービスの充実などの健康づくりの取組	71.9%（68.4%）
	8	医療体制や福生病院の充実に向けた支援	56.1%（53.9%）
	9	健全な国民健康保険制度運営のための保険税率の適正化や収納率向上など	56.3%（56.3%）
	10	後期高齢者医療制度の趣旨の普及や制度などの PR・相談	54.7%（56.1%）
	11	国民年金制度の趣旨の普及や制度などの PR・相談	53.2%（52.6%）

		指標の項目	基準となる市民満足度 ※令和7年度市政世論調査数値（n=545） ※括弧内は前回（令和2(2020)年度）の数値
コンセプト　成長をはぐくむ	1	安心して子どもを産み、育てられる子育て支援	69.4%（70.2%）
	2	家庭教育・幼児教育の充実	63.1%（59.6%）
	3	小・中学校での教育活動や学習環境	63.1%（61.8%）
	4	青少年の社会参加や地域での育成活動支援などの青少年健全育成の取組	63.3%（62.8%）
	5	生涯学習環境の整備（生涯学習センターや図書館等）	72.9%（72.8%）
	6	生涯学習に対する活動支援や学習プログラムの充実	66.8%（64.9%）
	7	文化・芸術に関する取組	67.7%（67.8%）
	8	スポーツ・レクリエーション活動	68.4%（67.8%）
	9	羽村の歴史・文化を保護・継承するための学習環境づくり	71.7%（71.2%）

		指標の項目	基準となる市民満足度 ※令和7年度市政世論調査数値（n=545） ※括弧内は前回（令和2(2020)年度）の数値
コンセプト　スマートにくらす	1	区画整理やバリアフリーなどの市街地整備の推進	43.5%（40.7%）
	2	地域特性にあった土地利用	49.2%（49.3%）
	3	道路の整備状況	45.0%（50.4%）
	4	広域交通や市内の交通網の充実	62.8%（58.4%）
	5	市内の公園	70.8%（72.3%）
	6	市独自の水道事業	82.7%（83.1%）
	7	雨水管渠整備など、公共下水道の整備	74.3%（76.6%）
	8	地球温暖化、公害防止、愛護動物対策などの都市環境の向上	66.3%（60.4%）
	9	水や緑などの自然環境の保全	76.5%（78.8%）
	10	ごみの減量など循環型社会の構築	76.1%（71.7%）
	11	個性的で魅力あふれる都市景観	53.6%（55.7%）
	12	市営住宅の維持管理や良好な住環境を作るための取組	64.2%（62.7%）

コンセプト　にぎわいを創る		指標の項目	基準となる市民満足度 ※令和7年度市政世論調査数値（n=545） ※括弧内は前回（令和２（2020）年度）の数値
	1	工業の振興策	55.1%（56.9%）
	2	商業の活性化や魅力ある商業環境づくり	45.7%（46.3%）
	3	農業の振興と農地の保全	57.4%（59.6%）
	4	観光資源の整備やイベントの充実など、観光事業の活性化	53.9%（55.8%）
	5	雇用機会の創出	48.3%（51.2%）
	6	市の行事や観光情報、事業者・農業者などの活動の PR など、市の魅力発信	58.7%（―）

コンセプト　くらしを守る		指標の項目	基準となる市民満足度 ※令和7年度市政世論調査数値（n=545） ※括弧内は前回（令和2(2020)年度）の数値
	1	災害に強いまちをつくるための防災体制の整備・充実	62.6%　（58.6%）
	2	防犯体制の充実	58.9%　（55.6%）
	3	消費者への情報提供や相談の充実など、消費生活の向上を支援する取組	55.9%　（58.0%）
	4	交通安全対策	63.6%　（63.5%）
	5	横田基地の航空機騒音の解消や市民生活の安全確保	34.0%　（29.0%）

		指標の項目	基準となる市民満足度 ※令和7年度市政世論調査数値（n=545） ※括弧内は前回（令和2（2020）年度）の数値
自治体運営の方針	1	羽村市役所等・羽村市の公共施設職員の窓口対応	74.0%（71.0%）
	2	わかりやすい広報や市民の声を市政に生かす広聴活動	64.9%（64.7%）
	3	窓口業務の拡大、広域行政の推進など、効率的な行政運営	62.0%（60.7%）
	4	市民参画・協働の機会拡大や市政情報の提供・公開など、市民と行政が連携したまちづくり	57.9%（58.6%）
	5	電子自治体構築などの行政サービスの情報化、セキュリティ対策、個人情報保護	60.0%（　－　）
	6	マイナンバーカード等を活用したオンラインによる行政手続やサービスの充実	58.9%（　－　）
	7	長期的展望に立った財源の安定的確保と合理的・効果的な財政運営	44.8%（49.3%）

（※）　市民満足度…令和７年度市政世論調査で把握した各項目の満足度
（「満足である」＋　「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合の合計）

4　基本計画とSDGsとの関係

SDGs(Sustainable･Development･Goals･持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。

そして、SDGsでは、世界レベルだけでなく、地域レベルでの取組みも求められています。第六次羽村市長期総合計画で目指す持続可能なまちづくりでは、SDGsの考え方や方向性と共通するものが多くあり、基本計画に掲げる各施策を推進することで、SDGsの達成に取り組んでいきます。

なお、SDGsは国際的な目標であるため、その目標やターゲットについては、世界レベルや国レベルで取り組むべきものも含まれています。そのため、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United･Cities･and･Local･Governments)が示す自治体の役割を参考に、SDGsを推進することとします。

◆SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

目標(Goal)		自治体行政の果たし得る役割
	**目標1［貧困］** あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	**1. 貧困をなくそう** 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	**目標2［飢餓］** 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	**2. 飢餓をゼロに** 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的･私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	**目標3［保健］** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	**3. すべての人に健康と福祉を** 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持･改善に必要であるという研究も報告されています。

出典：　外務省国際協力局「持続可能な開発目標（SDGs）　と日本の取組」
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs　（持続可能な開発目標）　ー導入のためのガイドラインー　2018　年3月版　（第2　版）」※国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG　（United･Cities･and･Local･Governments）　が示した内容を日本語訳したもの

目標(Goal)		自治体行政の果たし得る役割
	**目標4［教育］** すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	**4．質の高い教育をみんなに** 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	**目標5［ジェンダー］** ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	**5．ジェンダー平等を実現しよう** 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	**目標6［水・衛生］** すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	**6．安全な水とトイレを世界中に** 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	**目標7［エネルギー］** すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	**7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに** 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/ 再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
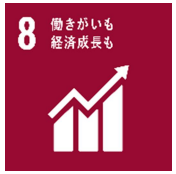	**目標8［経済成長と雇用］** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	**8．働きがいも経済成長も** 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	**目標9** **［インフラ、産業化、イノベーション］** 強靭（レジリエント） なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	**9．産業と技術革新の基盤をつくろう** 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	**目標 10［不平等］** 国内及び各国家間の不平等を是正する	**10．人や国の不平等をなくそう** 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

目標(Goal)		自治体行政の果たし得る役割
	**目標 11［持続可能な都市］** 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	**11. 住み続けられるまちづくりを** 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	**目標 12** **［持続可能な消費と生産］** 持続可能な消費生産形態を確保する	**12. つくる責任つかう責任** 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R・の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこ**の流れを加速させることが可能です。**
	**目標 13［気候変動］** 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	**13. 気候変動に具体的な対策を** 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	**目標 14［海洋資源］** 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	**14. 海の豊かさを守ろう** 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	**目標 15［陸上資源］** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	**15. 陸の豊かさも守ろう** 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	**目標 16［平和］** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	**16. 平和と公正をすべての人に** 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	**目標 17［実施手段］** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	**17. パートナーシップで目標を達成しよう** 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO ／ NPO・などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料編

（今後内容挿入）